

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）

外部監査人報告綴

堺 市



外部監査人報告第 1 号

平成 30 年 1 月 25 日

堺市議会議長 野里 文盛 様

外部監査人 酒井 清

## 包括外部監査結果報告

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 5 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。



包括外部監查結果報告書

**【本報告書の記載内容に関する留意事項】**

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の金額は千円未満切り捨てのため、報告書中の表の合計は総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

# 目 次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1 監査の種類 .....	1
2 選定した特定の事件及び監査対象期間.....	1
(1) 選定した特定の事件.....	1
(2) 監査対象期間.....	1
3 監査対象.....	1
4 監査の実施期間.....	1
5 特定の事件を選定した理由.....	1
6 監査の実施者.....	2
7 利害関係.....	2
<b>第2 区役所行政の概要</b> .....	<b>3</b>
1 堺市の取組 .....	3
(1) 堺市の沿革.....	3
(2) 堺市の概要 .....	4
(3) 堺市総合計画における基本計画、実施計画について .....	7
(4) 区役所業務と関連する基本政策について.....	10
(5) 都市内分権の推進 .....	11
2 堺市の7区の概要・特徴 .....	15
(1) 区行政の概要 .....	15
(2) 堺区の概要及び特徴.....	17
(3) 中区の概要及び特徴.....	19
(4) 東区の概要及び特徴.....	21
(5) 西区の概要及び特徴.....	23
(6) 南区の概要及び特徴.....	25
(7) 北区の概要及び特徴.....	28
(8) 美原区の概要及び特徴.....	30
3 区役所の業務.....	32
(1) 区役所の分掌事務 .....	32
(2) 区役所行政機構.....	33
(3) 各所管課の主な業務.....	35

4	監査対象.....	42
(1)	監査対象の基本的な考え方.....	42
(2)	監査対象結果.....	42
<b>第3</b>	<b>監査の実施方法.....</b>	<b>43</b>
1	監査の主な視点及び実施した手続.....	43
(1)	企画総務業務.....	43
(2)	市民協働・まちづくり業務.....	44
(3)	窓口サービス業務.....	45
(4)	保健福祉業務.....	45
(5)	区役所のガバナンスその他.....	46
<b>第4</b>	<b>監査の実施結果に関する総括.....</b>	<b>47</b>
1	監査の結果の区分.....	47
2	監査の実施結果の総括.....	48
(1)	本庁と区役所の業務の役割分担と連携.....	48
(2)	庁舎管理について（堺区除く）.....	49
(3)	堺市マスタープランと区域まちづくりビジョンの関連性について.....	50
(4)	業務委託について.....	51
(5)	物品・現金管理について.....	52
(6)	区域まちづくり事業について.....	53
(7)	地域まちづくり関連事業について.....	54
(8)	窓口サービス業務について.....	56
(9)	窓口サービスの業務委託について.....	56
(10)	保健福祉業務について.....	57
(11)	収入業務について.....	57
(12)	その他.....	59
<b>第5</b>	<b>監査の実施結果.....</b>	<b>65</b>
1	全般的事項.....	65
(1)	本庁と区役所の業務の役割分担と連携.....	65
(2)	庁舎管理について（堺区除く） （本庁と区役所の業務の役割分担の検討を含む）.....	75
(3)	フロアマネージャー設置業務について.....	80
(4)	堺市マスタープランと区域まちづくりビジョンの関連性について.....	82



2	各区における業務委託管理.....	89
	(1) 業務委託の概要.....	89
	(2) 業務委託に関する監査の実施結果.....	91
3	物品・現金管理.....	93
	(1) 物品・現金管理の概要.....	93
	(2) 物品・現金管理に関する監査の実施結果.....	94
4	まちづくり事業.....	102
	(1) まちづくり事業の体系.....	102
	(2) 区域まちづくり事業に関する監査の実施結果.....	108
	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果.....	109
	(4) 区民評議会並びに区教育・健全育成会議に関する監査の実施結果.....	121
5	窓口サービス業務.....	123
	(1) 窓口サービス業務の概要.....	123
	(2) 窓口サービス業務に関する監査の実施結果.....	126
	(3) 窓口サービス業務の外部委託の概要.....	127
	(4) 窓口サービスの業務委託に関する監査の実施結果.....	129
6	保健福祉業務.....	131
	(1) 保健福祉業務の概要.....	131
	(2) 保健福祉業務に関する監査の実施結果.....	133
7	収入業務.....	136
	(1) 収入業務の概要.....	136
	(2) 収入業務に関する監査の実施結果.....	136



## 第1 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件及び監査対象期間

#### (1) 選定した特定の事件

区役所に関する事務・事業について

#### (2) 監査対象期間

原則として平成28年度

ただし、必要に応じて過年度及び平成29年度の一部についても監査対象とした。

### 3 監査対象

各区役所のほか、区役所業務に関連する事務を所管する部局

### 4 監査の実施期間

平成29年4月1日より平成30年1月25日まで

### 5 特定の事件を選定した理由

堺市は、平成18年4月の政令指定都市への移行に伴い、市内7つの行政区に区役所を設置している。区役所は、区民意識や区域の課題を的確に把握し、区民とともに特色を活かした魅力あるまちづくりを進める「市民自治の拠点」、日常生活に密着した総合的行政サービスを円滑・迅速に処理し、完結的に提供する「地域の総合行政サービス拠点」として位置づけられており、地域の課題は地域で解決する「身近で頼れる区政」の実現をめざしている。

区役所は住民に身近な様々な行政サービスを提供しているが、その重要性から、「都市内分権」により区役所の役割・権限を拡大する検討が継続的に行われており、堺市の行政における区役所の位置付けは今後ますます重要なものになると考えられる。

折しも、地方自治体における内部統制の導入・整備に関する法令改正が進められ、区役所においても内部統制を意識したガバナンスの構築や事務手続の見直しを検討する必要が生じていると考えられる。

以上を踏まえ、区役所に関する事務の合规性のみならず、市全体のガバナンスのもとに区役所における行政機能が住民ニーズに応えうる適切なサービスを実施できる体制、仕組みとなっているかという点について経済性・効率性・有効性といった観点から監査を行うことは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

## 6 監査の実施者

包括外部監査人 公認会計士 酒井清

包括外部監査人補助者 弁護士 松本好史

税理士 戊亥修二

公認会計士 大川幸一

公認会計士 辻井芳樹

公認会計士 芝弘至

公認会計士 中村隆子

公認会計士 吉良麻里子

公認会計士 山本清寛

公認会計士試験合格者 利根川亮

## 7 利害関係

堺市と包括外部監査人及び補助者の間にはいずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 区役所行政の概要

### 1 堺市の取組

#### (1) 堺市の沿革

自由・自治都市堺は、古代には仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造され、中世には海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、わが国の経済、文化の中心地として繁栄してきた。戦後、臨海コンビナートと泉北ニュータウンの造成により、現在の姿になっている。83万人の人口を有する政令指定都市・堺は、南大阪の中核的都市として、関西の文化・経済を牽引している。

#### 【堺市の沿革】

1889年(明治22年)	4月	市制施行
1957年(昭和32年)		臨海工業地帯の造成着工
1965年(昭和40年)		泉北ニュータウン着工
1996年(平成8年)	4月	中核市移行
2000年(平成12年)	4月	将来の区制を見越した6支所体制完成 (平成4年4月中支所開所から)
2003年(平成15年)	4月	堺市・美原町(法定)合併協議会設置
2005年(平成17年)	2月	美原町と合併施行 美原支所開所(7支所体制)
	10月	政令指定都市への移行が閣議決定 堺市を指定都市に指定する政令の公布
2006年(平成18年)	4月	政令指定都市に移行

(出所:堺市ホームページより監査人が加工)

## (2) 堺市の概要

### ア 堺市の人口

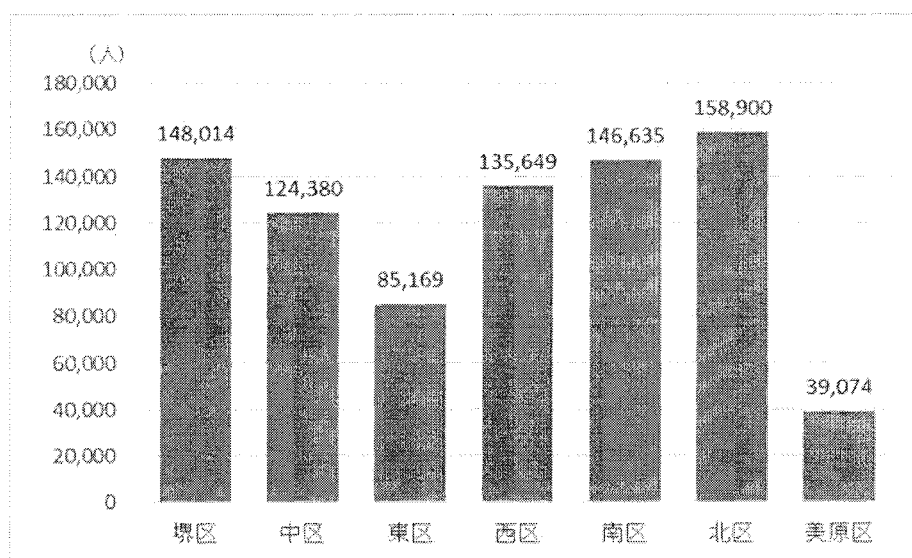
国勢調査結果を基礎とし、住民基本台帳人口（外国人住民を含む）の増減に基づき算出した堺市の平成 28 年 4 月 1 日現在の推計人口は以下のとおりである。

区域	世帯数	人口総数	男	女	人口密度 (人/㎢)	面積 (㎢)
全区	351,388	837,821	401,463	436,358	5,592	149.82
堺区	69,330	148,014	73,044	74,970	6,259	23.65
中区	48,768	124,380	60,071	64,309	6,956	17.88
東区	34,907	85,169	40,441	44,728	8,119	10.49
西区	54,791	135,649	65,249	70,400	4,740	28.62
南区	60,364	146,635	68,234	78,401	3,630	40.39
北区	68,764	158,900	75,562	83,338	10,186	15.60
美原区	14,464	39,074	18,862	20,212	2,960	13.20

(注) 面積は国土地理院の公表による。

(出所:堺市よりデータを入力し、監査人が作成)

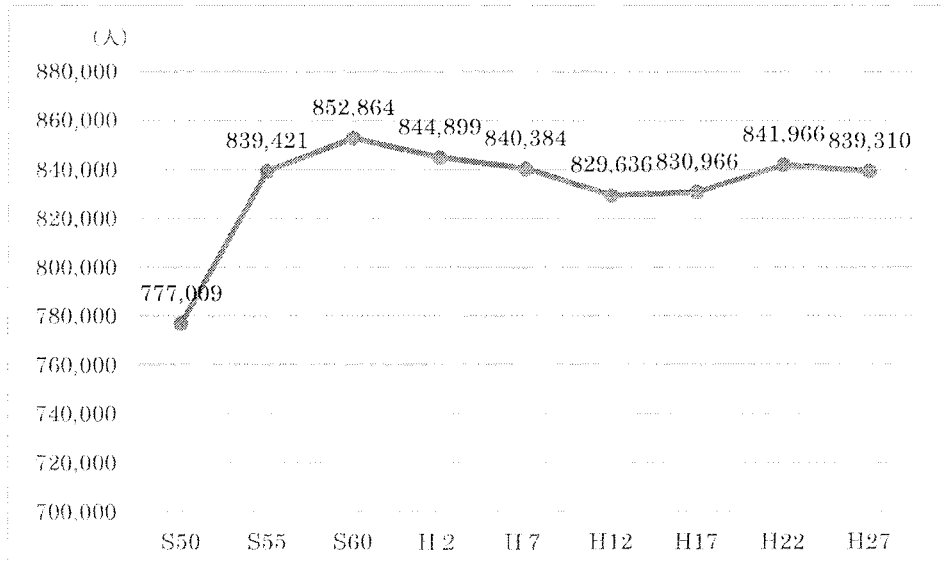
【各区の人口（平成 28 年 4 月 1 日現在の推計人口）】



(出所:堺市よりデータを入力し、監査人が作成)

## イ 堺市の人口の推移

【堺市の人口推移】



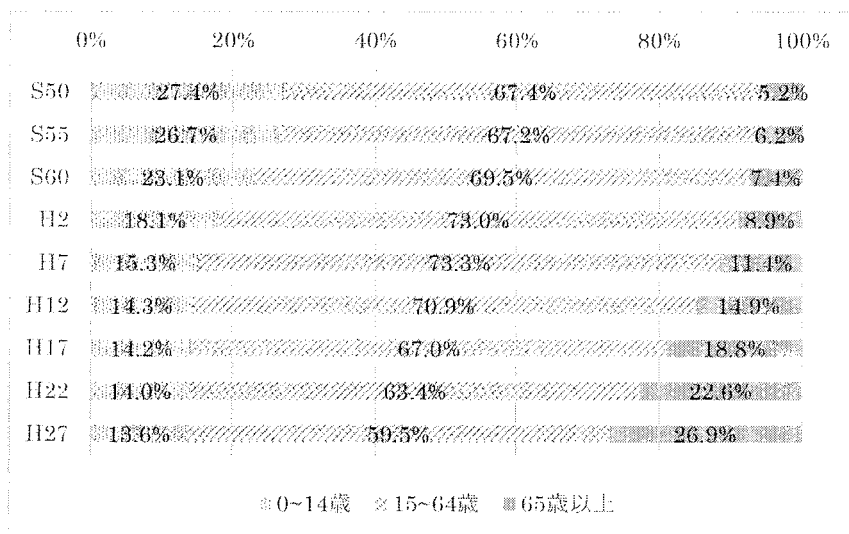
(出所：国勢調査結果より監査人が作成。各年10月1日現在。)

堺市の人口は、昭和32年の臨海工業地帯の造成や昭和40年の泉北ニュータウンの開発をきっかけに人口が急増し、昭和55年には80万人を突破した。その後、平成17年、南河内郡美原町との合併などにより増加したが、平成24年頃をピークにゆるやかな減少傾向となっている。

### ウ 年齢区分別の人口構成

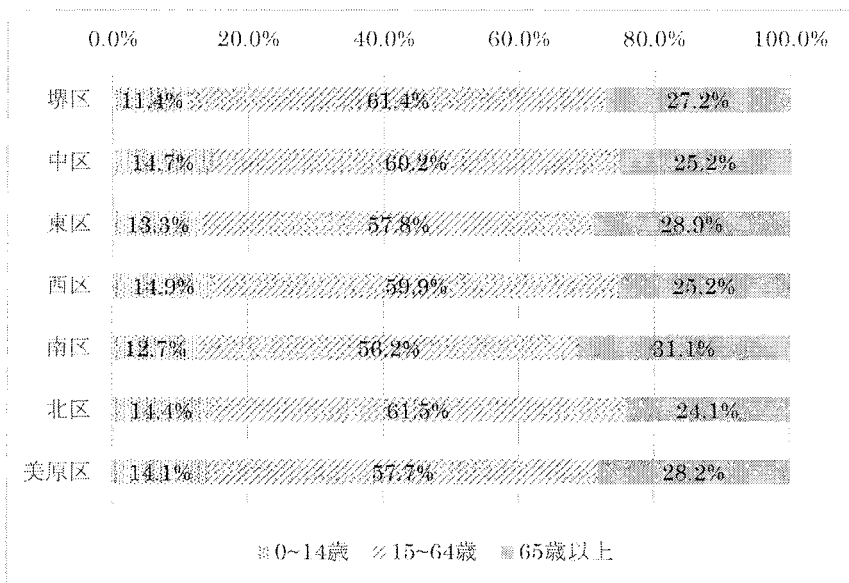
65歳以上人口の人口全体に占める割合は増加傾向にあり、平成27年には26.9%となっている。生産年齢人口の人口全体に占める割合は、平成7年の73.3%をピークに減少傾向となり、平成27年には59.5%となっている。年少人口の人口全体に占める割合は、昭和50年の27.4%をピークに減少傾向となり、平成27年には13.6%となっている。

【年齢3区分別の人口構成】



(出所：国勢調査結果より監査人が作成。各年10月1日現在。)

【各区の年齢3区分構成（平成27年度）】



(出所：国勢調査結果より監査人が作成。各年10月1日現在。)



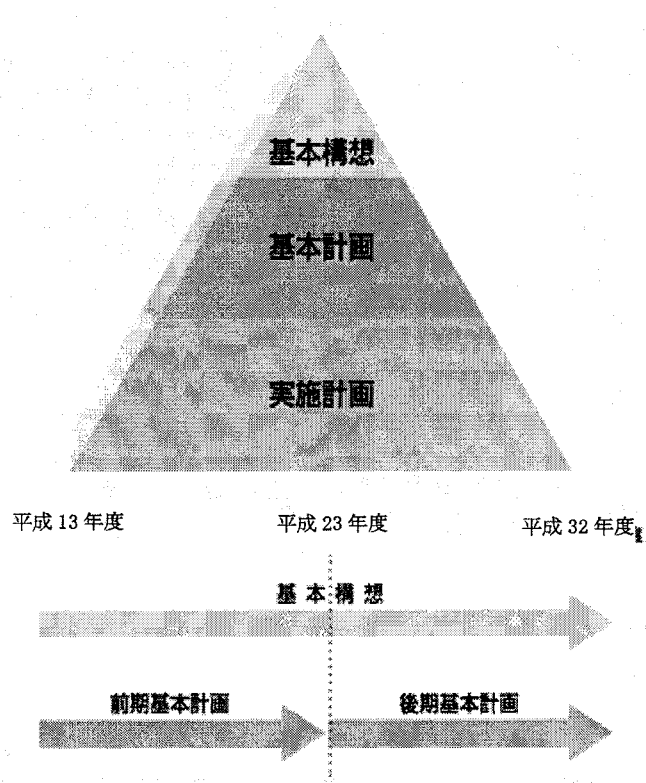
### (3) 堺市総合計画における基本計画、実施計画について

堺市では、平成13年2月にまちづくりの長期的指針となる総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を策定している。この総合計画の基本構想のもと、市民・子ども・産業・まちが元気で、堺市が将来にわたり発展を続けるための都市経営の基本戦略として、「堺市マスタープラン」を策定し、取り組むべき政策の方向性を示している。

#### ア マスタープランの位置づけ

堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」の基本構想(平成13年から20年間)のもと、今後のまちづくりの基本的な方向性と取組を示す基本計画と実施計画の要素を併せ持った計画である。

【総合計画の構成】

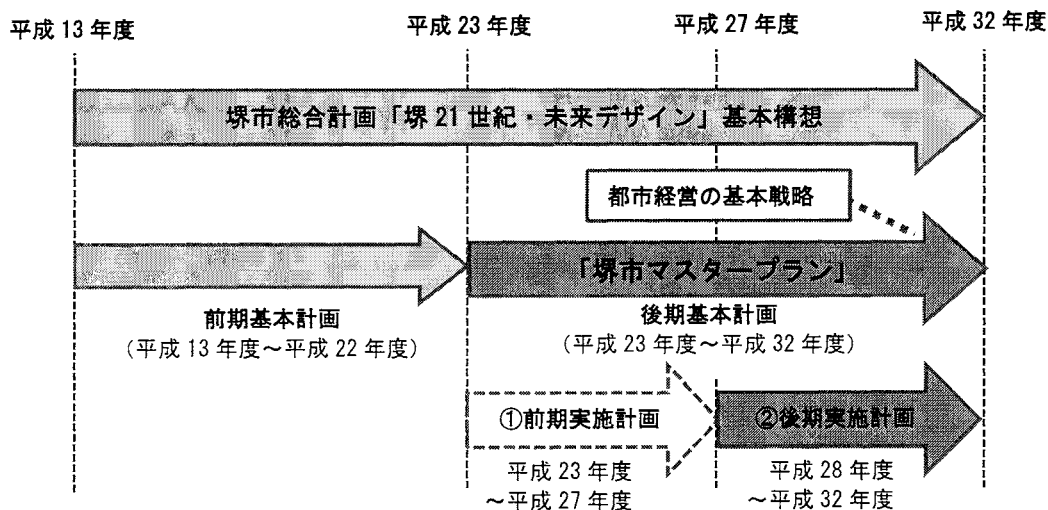


(出所：堺市総合計画 堺21世紀・未来デザインを一部監査人が加工)

- 基本構想 まちづくりの最も基本的な指針として、まちづくりをすすめていくための基本理念や目標を示すもの
- 基本計画 基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示すもの
- 実施計画 基本計画で示された基本的施策のうち、当面の行財政能力のなかで実施する最適施策を示すもので、予算編成の指針となるもの

マスタープランでは、市政を取り巻く中長期的な動向を見据えたいうえで、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間の、まちづくりの方向性を示している。

【計画期間に関する整理図】



(出所：堺市マスタープラン 後期実施計画を一部監査人が加工)

## イ マスタープランの概要

### ◇市民とともに進める市政運営の基本理念

1. 市民に、より身近な市政を実現します
2. 市民とともに「協働のまち・堺」を实践します
3. 将来にわたって持続可能な都市経営を实践します
4. 市政全般を人権尊重の視点を持って進めます
5. 広域的な役割を果たし、南大阪・関西の発展に貢献します

### ◇めざすべき堺の将来像

未来へ飛躍する自由・自治都市

### ◇将来像実現に向けた3つの都市経営戦略

1. 都市の成長戦略
2. 都市のリスク管理戦略
3. まちづくり推進基盤戦略

◇都市空間形成に関する基本的な考え方

～都市の中核性・拠点性を向上させるとともに、持続可能な都市の形成を図ります～

1. 活力あふれる都市空間の形成
2. 居住魅力あふれる都市空間の形成
3. 環境と共生する都市空間の形成
4. 安全で安心して暮らせる都市空間の形成

◇堺・3つの挑戦

- ・「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！」
- ・「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！」
- ・「匠の技が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦！」

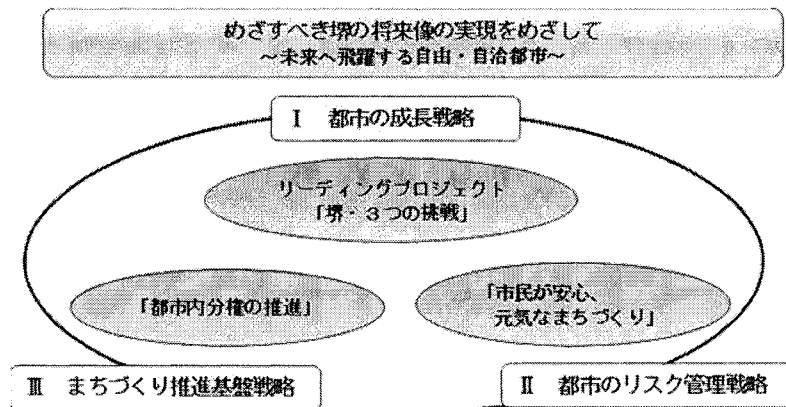
◇7つの基本政策

- 基本政策 1 暮らしの確かな安全・安心を確保します
- 基本政策 2 誰もが幸せで、暮らしの質の高いまちを実現します
- 基本政策 3 次代を担う子どもを健やかにはぐくみます
- 基本政策 4 産業を振興し、地域の持続的発展を支えます
- 基本政策 5 持続可能な環境共生都市を実現します
- 基本政策 6 まちの魅力向上と、賑わいと交流のまちづくりを進めます
- 基本政策 7 地域主権を確立し、真の自治都市を実現します

ウ マスタープラン後期実施計画

堺市マスタープランでは、めざすべき堺の将来像「未来へ飛躍する自由・自治都市」の実現に向け、「新しい堺」を創る原動力となる「人」やまちの「魅力」、「産業」などの将来のまちの発展に向け、戦略的観点から投資を行う「都市の成長戦略」、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向けた「都市のリスク管理戦略」、互いに支え合いながら、自らが地域課題の解決やまちづくり活動に取り組む「まちづくり推進基盤戦略」を3つの都市経営戦略としている。

3つの都市経営戦略をふまえ、後期実施計画の推進にあたっては7つの基本政策と37の施策体系のもと、リーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」をはじめ、「市民が安心、元気なまちづくり」や「都市内分権の推進」に重点的に取り組むことにより、堺市のめざすべき将来像の実現に向けた持続可能な都市経営を実践することとしている。



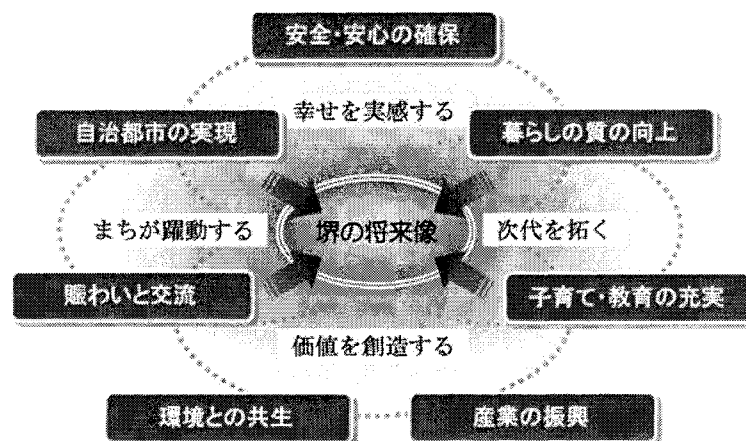
(出所：堺市マスタープラン 後期実施計画)

#### (4) 区役所業務と関連する基本政策について

堺市では目指すべき将来像の実現をめざし、市民が元気に、幸せを実感しながら暮らしていけるために以下の7つ基本政策を推進している。(再掲)

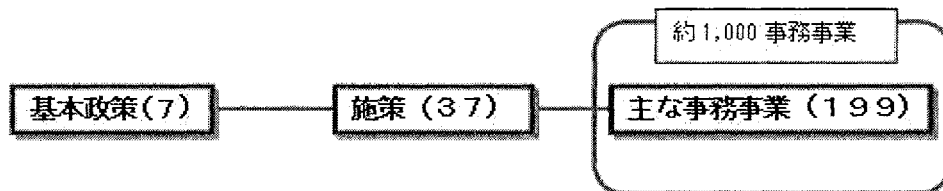
- 基本政策 1 暮らしの確かな安全・安心を確保します
- 基本政策 2 誰もが幸せで、暮らしの質の高いまちを実現します
- 基本政策 3 次代を担う子どもを健やかにはぐくみます
- 基本政策 4 産業を振興し、地域の持続的発展を支えます
- 基本政策 5 持続可能な環境共生都市を実現します
- 基本政策 6 まちの魅力向上と、賑わいと交流のまちづくりを進めます
- 基本政策 7 地域主権を確立し、真の自治都市を実現します

【基本政策連携イメージ図】



(出所：堺市マスタープラン 後期実施計画)

堺市マスタープラン後期実施計画では、堺市マスタープランが掲げるめざすべき堺の将来像である「未来へ飛躍する自由・自治都市」の実現に向け、7つの基本政策と37施策の政策・施策体系のもと、約1,000ある事務事業の中から199を主な事務事業と位置付けて取り組むこととしている。



(出所：堺市マスタープラン 後期実施計画)

計画期間中に新たに取り組む必要があるものについては、経営資源の選択と集中のもと、費用対効果などを検証し、着実に事業を実施することとしている。また、1つの施策・事業で複数の政策にまたがる成果を上げていくなど、それぞれの政策の有機的な連携を図り、総合的なまちづくりを推進している。

上記の事務事業を本庁と区役所で連携しながら実施している。各事業には担当部署が定められており、担当部署が責任をもって事業を遂行しているため、区役所の所管課が担当部署となっている事業については、区役所が中心となって事業を遂行している。例えば、「区域まちづくり事業」は、施策7-4「区域の特色を活かしたまちづくりの推進」という施策のもと、区役所が中心となって事業を遂行している。

## (5) 都市内分権の推進

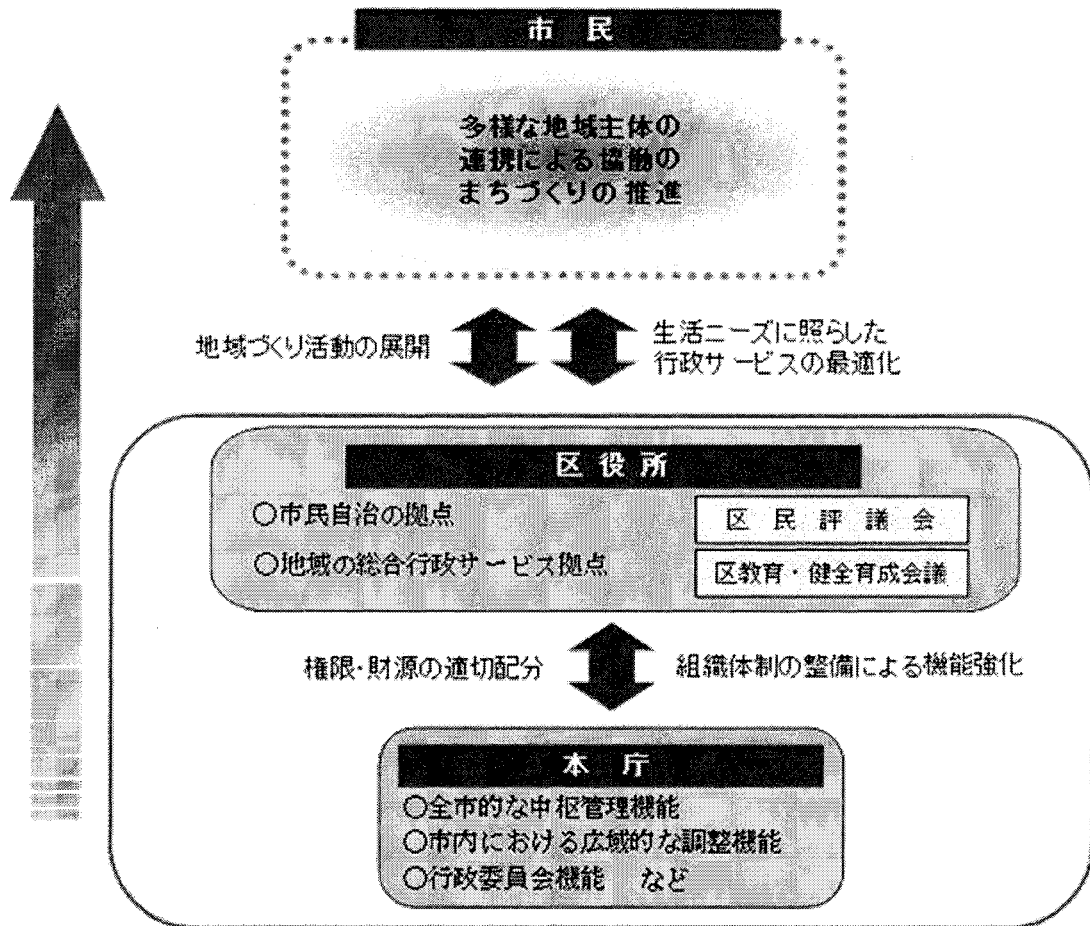
堺市マスタープラン後期実施計画によれば、堺市は最大の権限、財源を有する政令指定都市として、国・府との役割分担を明確にし、住民に身近な子育て、健康、医療、福祉、教育等の権限・財源の移譲を推進している。

また、身近な課題はできるだけ身近なところで解決する「近接性の原理」、地域で担えないものは区役所が、区役所で担えないものは本庁が補完していく「補完性の原理」のもと、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を発揮し、地域全体で連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進するとともに、区域ごとの特色を活かした魅力あるまちづくりを推進している。

平成27年度には、地域住民が各区のまちづくりに参画する仕組みである「区民評議会」や地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みである「区教育・健全育成会議」を設置し、「都市内分権元年」として市民自治によるまちづくりを進めている。

「区民評議会」や「区教育・健全育成会議」をはじめとする都市内分権をさらに推進し、中世から自由と自治の伝統を受け継ぐ堺市として、市民自治のあるべき姿の実現をめざしている。

【都市内分権イメージ図】



(出所：堺市マスタープラン 後期実施計画)

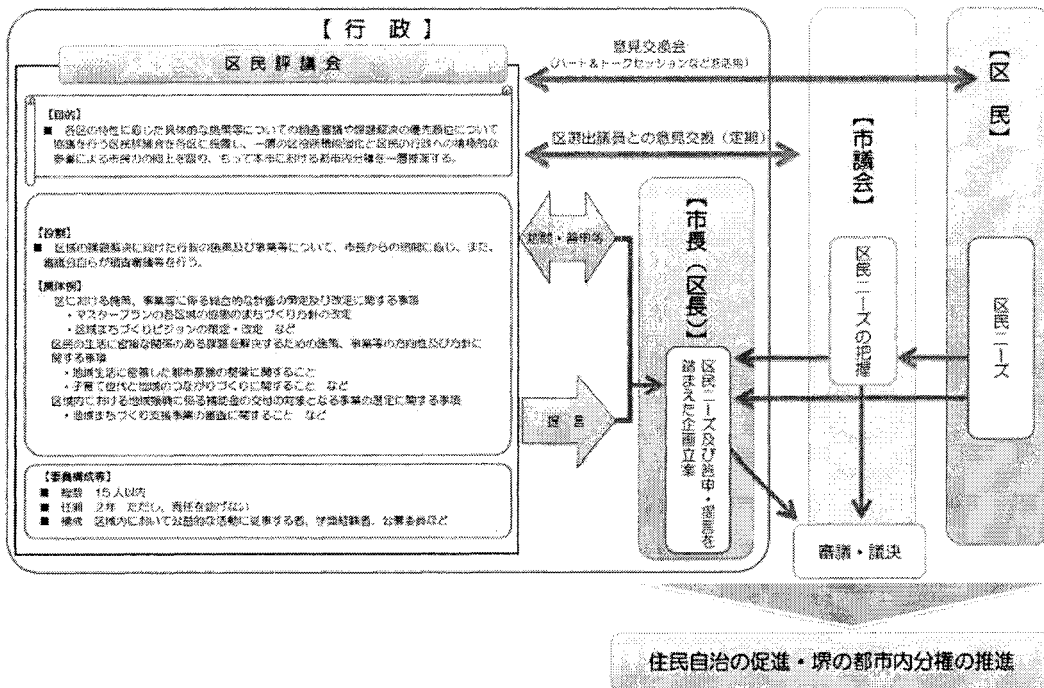
## ア 区民評議会について

区民評議会は、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う附属機関であり、平成 27 年度より各区に設置している。区域の課題解決に向けた行政の施策及び事業等について、市長からの諮問に応じ、また、区民評議会が必要であると認めるときは、自らが調査審議等を行うことをその役割としている。

具体的な審議事項（具体例）は以下のとおりである。

- ・ 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
  - ⇒ マスタープランの各区域の協働のまちづくり方針の改定、区域まちづくりビジョンの策定・改定 など
- ・ 区民の生活に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項
  - ⇒ 地域生活に密着した都市基盤の整備に関する事、子育て世代と地域のつながりづくりに関する事 など
- ・ 区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項
  - ⇒ 地域まちづくり支援事業の審査に関する事 など

区民評議会の概要



(出所：堺市ホームページ)

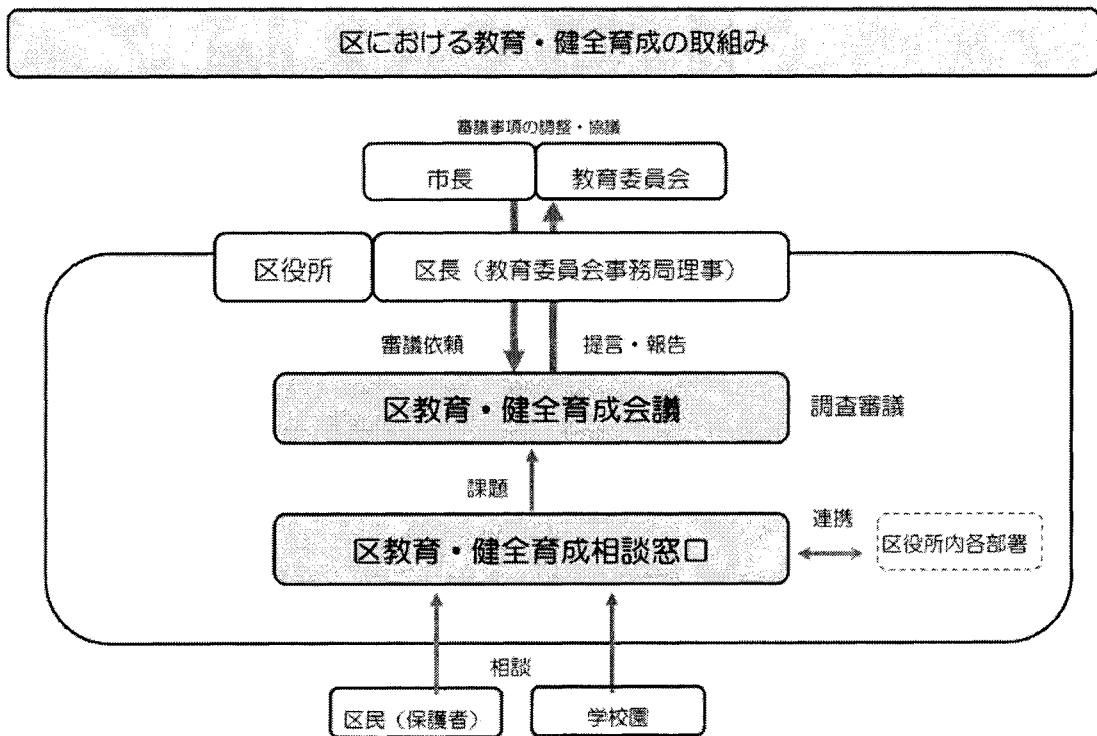
## イ 区教育・健全育成会議について

区教育・健全育成会議は、学校教育を取り巻く環境を整備し、もって子どもの教育及び健全育成の充実を図るために必要な事項について調査審議等を行う市長及び教育委員会の附属機関であり、平成 27 年度より各区に設置している。区域の教育・健全育成に係る課題の解決及び施策事業の推進に関して、市長及び教育委員会双方からの依頼に基づき、調査・審議を行い、提言・報告することをその役割としている。

具体的な審議事項（具体例）は以下のとおりである。

- ・家庭・地域の教育力向上に関すること
- ・非行防止・いじめ等の健全育成の取組 など

### 【区教育・健全育成会議の概要】



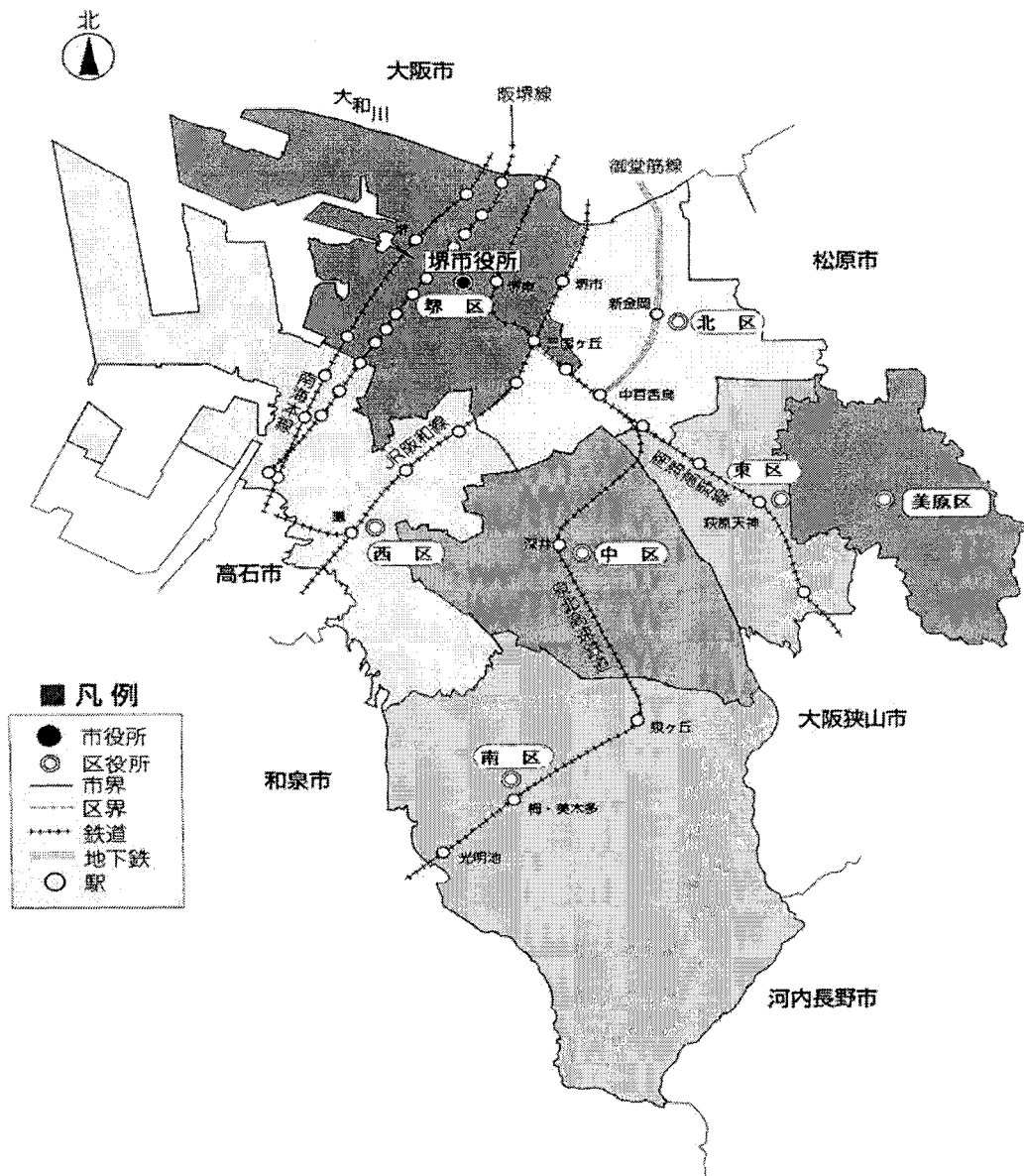
（出所：堺市ホームページ）



## 2 堺市の7区の概要・特徴

### (1) 区行政の概要

堺市は、平成18年4月に政令指定都市となり、新たに誕生した7つの区役所を市民自治の拠点と位置づけて、市民との協働による区の特徴や資源を活かしたまちづくりの推進に向けた取組を積み重ねてきている。7つの区の区域図は以下のとおりである。



(出所：区政概要 平成28年度版)

ア 各区の人口

国勢調査結果を基礎とし、住民基本台帳人口（外国人住民を含む）の増減に基づき算出した各区の平成 28 年 4 月 1 日現在の推計人口は以下のとおりである。

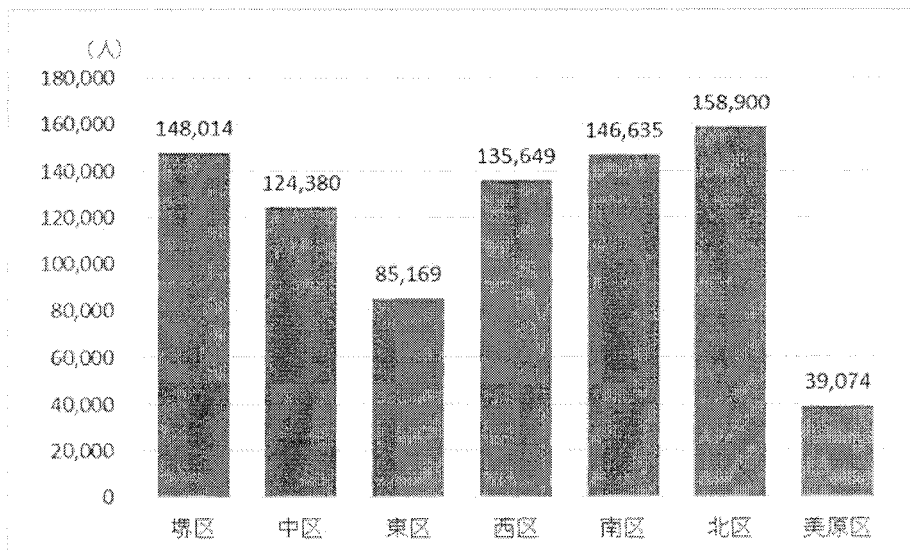
（2）堺市の概要 ア 堺市の人口で掲載した表を再掲

区域	世帯数	人口総数	男	女	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	面積 (km <sup>2</sup> )
全市	351,388	837,821	401,463	436,358	5,592	149.82
堺区	69,330	148,014	73,044	74,970	6,259	23.65
中区	48,768	124,380	60,071	64,309	6,956	17.88
東区	34,907	85,169	40,441	44,728	8,119	10.49
西区	54,791	135,649	65,249	70,400	4,740	28.62
南区	60,364	146,635	68,234	78,401	3,630	40.39
北区	68,764	158,900	75,562	83,338	10,186	15.60
美原区	14,464	39,074	18,862	20,212	2,960	13.20

（注）面積は国土地理院の公表による。

（出所：堺市よりデータを入力し、監査人が作成）

【各区の人口（平成 28 年 4 月 1 日現在の推計人口）】



（出所：堺市よりデータを入力し、監査人が作成）

## イ 各区役所の職員数

区役所職員数及び人口総数に対する正規職員の割合は以下のとおりである。

区域	職員数	人口総数	人口総数に対する職員 の割合
全区	916	837,821	0.11%
堺区	203	148,014	0.14%
中区	119	124,380	0.10%
東区	93	85,169	0.11%
西区	124	135,649	0.09%
南区	150	146,635	0.10%
北区	146	158,900	0.09%
美原区	81	39,074	0.21%

(出所：区政概要（平成 28 年度版）、及び上記ア(堺市の平成 28 年 4 月 1 日現在の推計人口)より監査人が作成)

## (2) 堺区の概要及び特徴

(堺市マスタープラン、区政概要、各区ホームページ、まちづくりビジョンを監査人が加工し記載)

### ア 堺区の概要

堺区は市域の北西部に位置し、北は大和川を隔てて大阪市と接し、西は大阪湾に臨んでいる。区内は、都心及びその周辺の市街地と、臨海部の工業地などから構成されており、区のほぼ中心部の南海高野線堺東駅から南海本線堺駅は、大小路シンボルロードで結ばれ、その周辺には市役所をはじめ官公庁施設や商業施設、オフィスやホテルなどが集積し、商業・業務地区が形成されている。また、都心を取り巻く市街地の北部には、比較的規模の大きな工場や、自転車、刃物などの伝統産業が立地しており、南部は住宅を中心に、商業施設や工場などが集積している。

古代において、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造されるとともに、中世において海外交易の要衝として経済的、文化的に栄え、東洋のベニスとうたわれるなど、歴史的に名高い地域であり、環濠都市の名残りととどめる内川・土居川や、神社・仏閣など豊富な歴史的・文化的遺産を有する「歴史と伝統のまち」となっている。

バス路線は鉄道駅と周辺地区を結ぶ路線が主になっており、堺東駅は、堺市随一のバスターミナルとして、市内交通の要の役割を果たしている。また、臨海部では、

グリーンフロント堺などの先端産業や J-GREEN 堺・防災緑地をはじめとするスポーツ、レクリエーション等の都市機能の集積が進んでいる。

#### イ 区域の特色・資源

堺区は、中世に形成された環濠を中心として自由闊達な町衆文化が築かれてきており、現在でも、まちに住む人々、商いをする人々が主体となった自治都市の気風が脈々と受け継がれ、区民が主体となった歴史文化の伝承活動、防犯・防災活動、環境美化活動などが活発に取り組みされており、町衆文化の心意気が息づくまちとなっている。

また、堺区には百舌鳥古墳群、旧環濠都市など世界に誇る歴史的・文化的資源が息づいており、これら世界に誇る歴史・文化を次世代へ継承していくことが求められている。

#### ウ 地域の課題

堺区に点在する歴史的・文化的資源や公園などの魅力的な資源を知り、学び、地域の問題や課題を解決していく過程や体験を通じて、ともに学び、伝え、次世代へつなげるひとづくり・まちづくりをめざし、多世代がリレーしていく仕組みづくりが求められている。

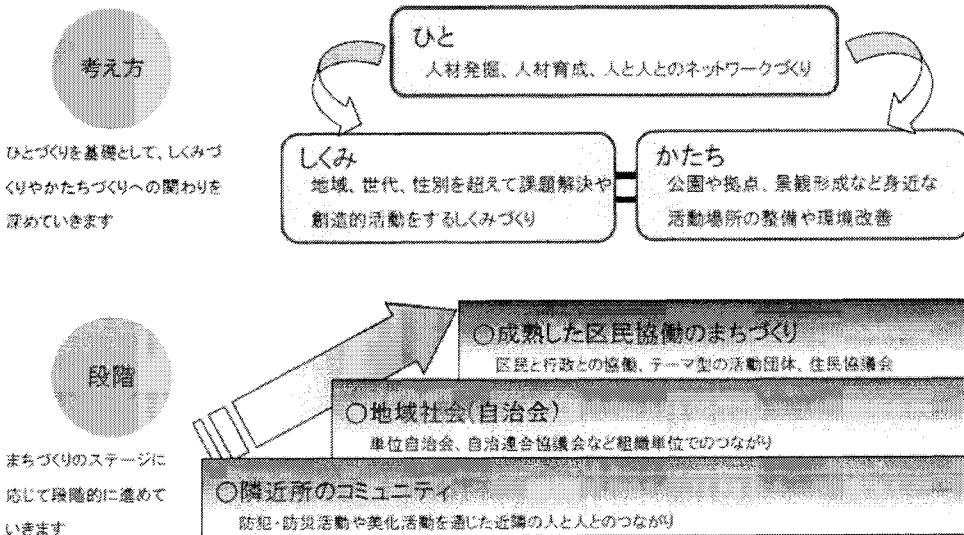
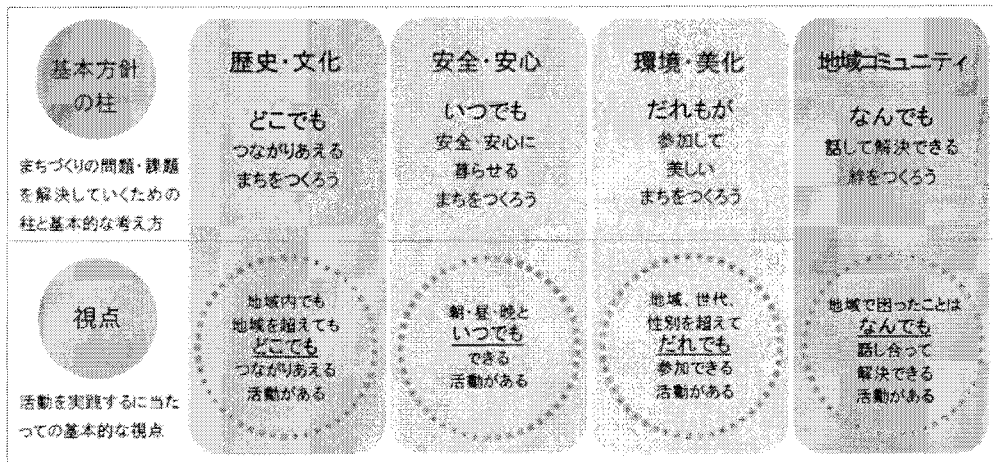
また、堺東駅・堺駅の周辺地域を含む都心は、都市機能が集積し、堺市における重要な役割を担ってきたが、近年、商店街の空き店舗の増加や業務オフィスの空室率の上昇など、活力低下が進んでおり、都心機能の充実、賑わいの復活に向けた取組が重要となっている。

#### エ 堺区の魅力あるまちづくり

堺区は、都心地域の活性化と賑わいに向けた取組として、都心部や臨海部において、堺市の重要なまちづくり事業が数多く進められている。区域においても、課題の解決に向けた区民協働の取組を推進している。

また、堺の歴史的・文化的資源を高齢者から子どもたちへ継承するとともに、堺区の暮らしに息づくまちかどの歴史的資源を発掘・活用し、埋もれつつある歴史・文化の宝に多くの人々の共有財産として光をあてながら、町衆が培った自治の精神を次世代へとつなげる 21 世紀の町衆文化の創造をめざしている。

【堺区まちづくりビジョンの基本的な視点】



(出所：堺区まちづくりビジョン改定版)

(3) 中区の概要及び特徴

(堺市マスタープラン、区政概要、各区ホームページ・まちづくりビジョンを監査人が加工し記載)

ア 中区の概要

中区は堺市の中央部からつながる市街地と泉北ニュータウンの間に位置している。区域の大部分は、ゆるやかな丘陵地形で、北西部に向かって石津川水系の陶器川、伊勢路川などが流れている。区域の北部には住宅を中心とした市街が形成され、南部には溜池が散在しており良好な田園風景が広がっている。

幹線道路は泉大津美原線、阪和自動車道などが整備され、泉北高速鉄道深井駅周辺には、公共施設、商業施設などが集まっている。

行基が築いたといわれる土塔をはじめ、須恵器の窯跡、だんじり祭りやふとん太鼓の伝統行事など歴史的文化資産を有している。そして、全国でも高いシェアを誇る和ざらし・ゆかた産業が発展しているほか、緞通の製造技術が現在に伝えられ、敷物の製造が行われている。また、北東部には大阪府立大学が立地し、市民の生涯学習の場として利用されている。

## イ 区域の特色・資源

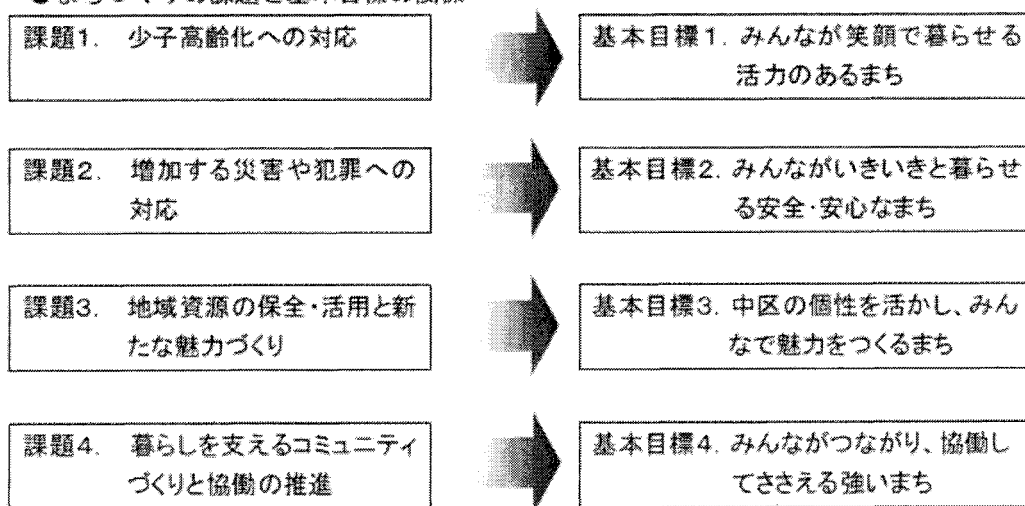
中区の南部には、古墳時代から須恵器の生産地として栄えた陶器地区があり、陶器川水系に貴重な自然環境が残されている。また、中南部では都市型農業が営まれ、良好な田園空間が広がっている。

また、地域ではだんじりや、ふとん太鼓など伝統的な祭りを通してコミュニティ形成が図られており、区民が主体となって取り組むまちづくり活動を展開している。

## ウ 地域の課題

中区では、少子高齢化、核家族化の進行により、地域から孤立した子育て世帯や、独居高齢者が増加している。また、活発な小規模住宅地開発により人口は微増しているが、自治会加入率の低下が進みつつある。子どもから高齢者まで安全で安心して豊かに暮らすために、人と人がつながり、支え合い、活かし合うコミュニティの強化と協働の推進が必要と考えている。

### ●まちづくりの課題と基本目標の関係



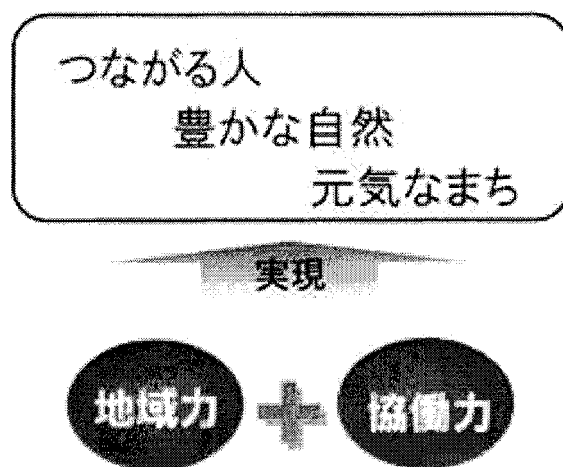
(出所：中区まちづくりビジョン改定版)

## エ 中区の魅力あるまちづくり

中区では、地域力・協働力の高いまちの実現のため、これまで蓄積してきた協働の推進に向けた取組を基礎として、さらなる協働のまちづくりを推進している。具体的には、

推進体制の確立や協働のための環境整備に重点的に取り組み、まちづくりへの幅広い市民参加を促すとともに、市民と行政の協働や市民相互の協働を推進する。それによって、自分たちの地域の課題を自分たちで解決し、地域の魅力を創る「地域力」と、さまざまなまちづくりの主体がそれぞれの特性を活かし、ともにまちづくりに取り組む「協働力」を高める方針である。

2つの力をまちづくりの推進力として、さまざまな人や組織が世代や地域を越えてつながり、水と緑の貴重な自然、脈々と受け継がれてきた豊かな歴史文化を礎に、みんなが活躍する、活力あふれるまちの実現をめざしている。



(出所：堺市マスタープラン)

#### (4) 東区の概要及び特徴

(堺市マスタープラン、区政概要、各区ホームページ・まちづくりビジョンを監査人が加工して記載)

##### ア 東区の概要

東区は、堺市の中央東部に位置しており南部は大阪狭山市と接している。南海高野線沿線を中心とした市街地、農地などからなっており、初芝や大美野など昭和初期に計画的に開発・整備された住宅地が広がる一方、農村地域では、古いまち並みやため池などの自然環境が多く残っている。古墳時代には、人物埴輪や円筒埴輪づくりが盛んに行われており、埴輪を焼く窯跡も見つかっており、また、高野山に通じる西高野街道沿いに集落が形成され、現在でも、一部に旧街道の面影を残している。

近年では、南海高野線北野田駅前の再開発事業により、東図書館、東文化会館(生涯学習施設・文化ホール)、商業施設、共同住宅などが次々と完成し、近隣市を含む市東南部地域の核として発展が進んでいる。

## イ 区域の特色・資源

東区は、南海高野線沿線の4駅を中心に住宅地が広がっており、主に地域生活の拠点となっている地域である。また、田畑やため池など昔ながらの田園風景を残す場所も多く、のどかな自然環境と住宅地が共存しており、大都市近郊の住宅地と自然環境が共存するまちとなっている。

東区の自治会加入率は71.2%（平成27年度）と、堺市の7区のうち美原区に次いで2番目に高い比率となっている。東区内では、自治会をはじめNPO法人やボランティアによる市民活動が活発であり安全・安心のまちづくりに積極的に取り組んでおり、地域活動が活発に行われている。

また、子育てや芸術に関する取組が区民協働で積極的に行われており、まちづくりに対する住民意識が高い区域となっている。

## ウ 地域の課題

東区は、高齢化率が7区の中で2番目に高く、15歳未満人口は3番目に少なくなっており、高齢者が安心して暮らせる環境づくりや、子育て支援の充実が必要となっている。また、自然環境の保全や、自治会をはじめとする各種団体の世代交代などの諸問題の解決に向け、行政と地域が一体となった取組の推進が求められている。こうした暮らしに適したソフト面での環境整備が求められる一方、公園整備や狭あい道路の解消といったハード面での環境整備に関する課題も併せて抱えている。

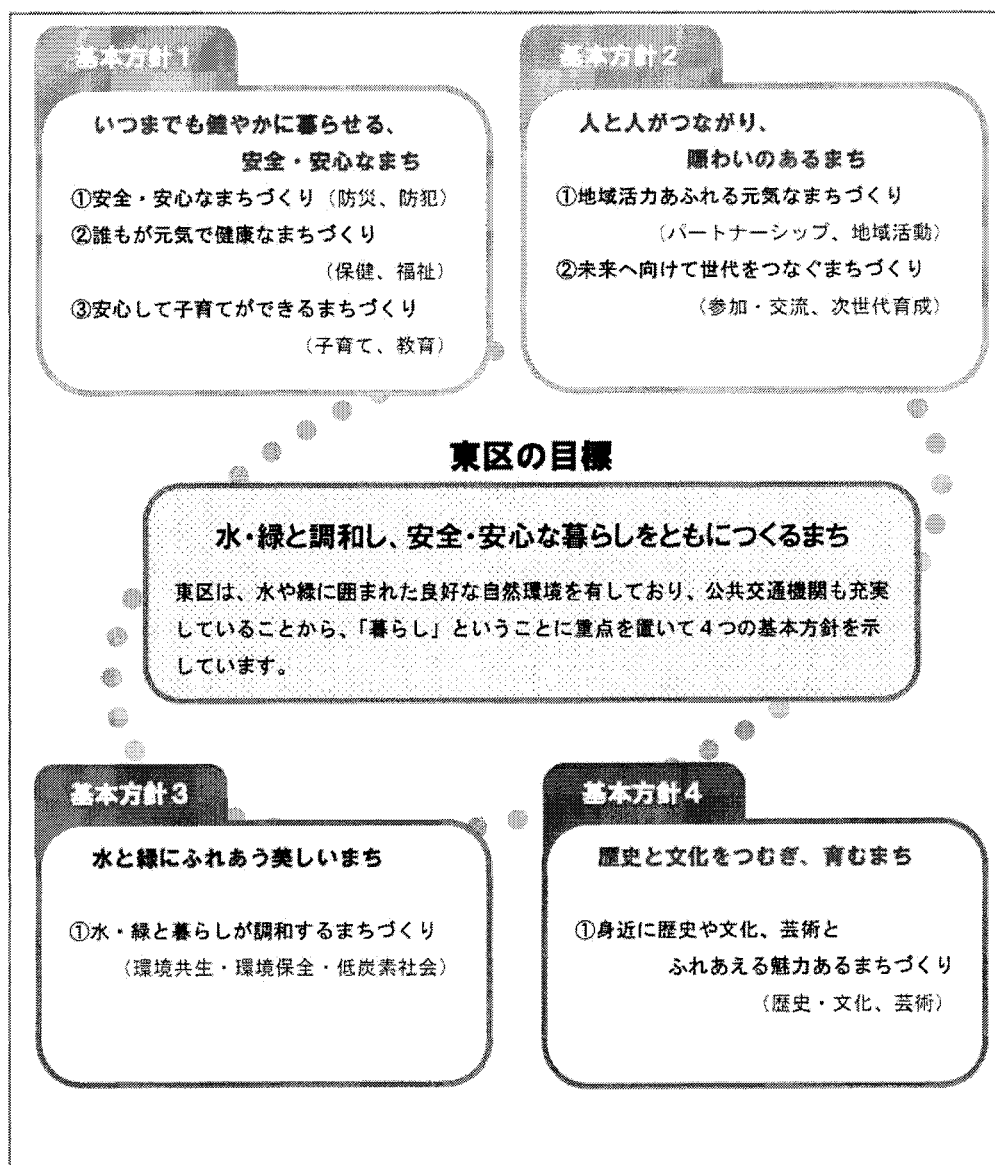
## エ 東区の魅力あるまちづくり

東区は、水や緑に囲まれた良好な自然環境を残す地域である。地球温暖化をはじめとする環境問題が重要視されるなか、水と緑にふれあう暮らしやすいまちをめざし、区域の自然環境の保全・再生・創出に取り組み、住民一人ひとりや訪れた人が、地域の暮らしと環境を楽しみ、感動を共有し、誇りを持てるまちづくりに取り組んでいる。

また、誰もが安心して住み続けることのできる安全・安心なまちを構築し、それを次世代へつなげていくことが重要であり、災害、犯罪及び事故からの安全確保や保健・医療及び福祉の面から、健康に住み続けられる人に優しいまちづくりを進めるとともに、人と人とのつながりの中で暮らしの安心を醸成していくために、連帯・交流による区民相互に安心感をもたらすまちづくりを推進している。



## 【まちづくりの基本方針】



（出所：東区まちづくりビジョン改定版）

### (5) 西区の概要及び特徴

（堺市マスタープラン、区政概要、各区ホームページ・まちづくりビジョンを監査人が加工して記載）

#### ア 西区の概要

西区は、堺市の西部に位置し、区域の西には大阪湾が広がっている。南西部は高石市、和泉市と接しており、南海本線、JR阪和線、阪堺線の鉄軌道や阪神高速道路4号湾岸線、国道26号などの幹線道路が整備されている。

区域は北西部の臨海工業地帯、中部の市街地、南部の農地などからなり、商業施設や公共施設が集積するＪＲ阪和線鳳駅周辺では、市街地の整備が進められている。また、世界文化遺産登録をめざす履中天皇陵古墳や、四ッ池遺跡に見られるように古くから集落が形成され栄えた遺跡もあり、だんじり祭りなどの伝統行事も盛んに行われている。

#### イ 区域の特色・資源

西区の西部は大阪湾に面し、臨海部には重化学工業など大規模な工場が集積している。一方、堺泉北港、浜寺公園と泉北臨海緑地に挟まれた浜寺水路、石津川や百済川等の河川、鶴田池や万崎池等の多数のため池など、多様な水辺空間を有しており、臨海部にある「みなと堺グリーンひろば」には、野球場や運動ひろば、芝生ひろばなどがあり、海風の中、レクリエーション広場として親しまれている。

また、西区では、分譲マンションや小規模な戸建て住宅などの供給が活発な地域、戦前から開発された良好な住宅地域、計画的に整備された低層の住宅や中高層の公的住宅が立地している地域など、様々な形態の住環境がある中で、防犯・防災活動や環境美化活動、地域福祉活動など、西区自治連合協議会をはじめとして、住民主体でのコミュニティを活かしたまちづくり活動が盛んに行われている。

#### ウ 地域の課題

西区には、南北にＪＲ阪和線、南海本線、阪堺線が通っており、主要幹線道路としては、南北に国道 26 号、東西には常磐浜寺線などがある。区域内の各拠点のさらなる連携を強めるため、東西の交通アクセスの整備が求められている。

また、交通安全上の課題として、狭あい道路の拡幅などによる身近な生活道路の環境改善や、一般道路における交通渋滞の緩和が求められている。

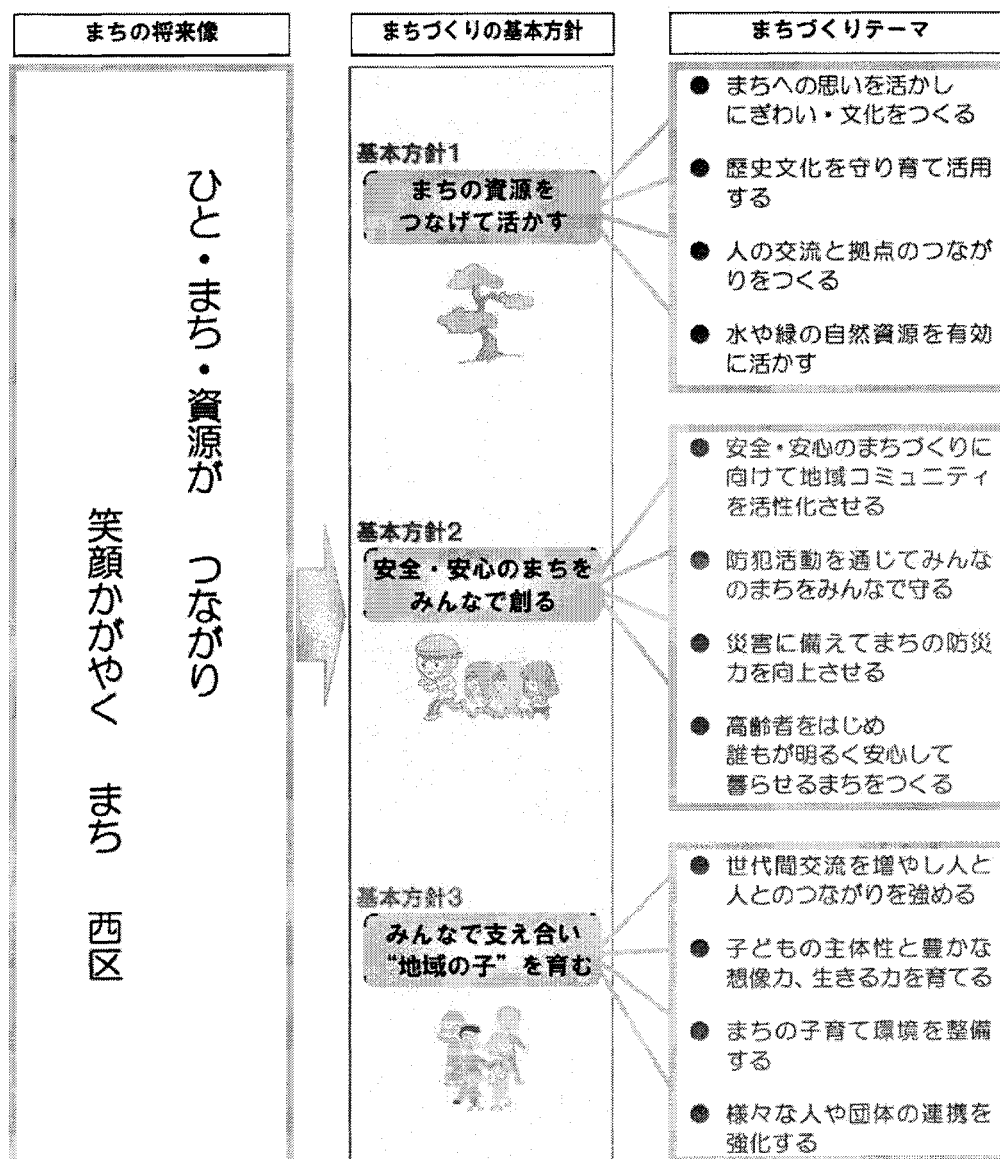
#### エ 西区の魅力あるまちづくり

西区は南北に広く、歴史・文化・自然などさまざまな資源が多く存在している。安全で安心して暮らせる生活基盤のもと、それぞれを関連づけ、熱い思いをもった人を“つなげて”、賑わいを創出し、まちの活性化を進めている。

また、誰もが明るく安心して暮らしていけるようなまちを築いていくためには、「みんなのまちはみんなで守る」という視点に立つことが必要であり、高齢者の経験・知識・能力を活用するなどして、地域コミュニティのますますの活性化を図り、子どもから高齢者までみんなでまちを創り、安全・安心のまちづくりを進めている。

さらに、次世代を担う子どもを地域全体ではぐくむため、人と人との“つながり”を増やし、互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちで、よりよい教育環境を醸成させることのできるまちづくりを進めている。

【西区のまちづくりテーマ】



(出所：西区まちづくりビジョン改定版)

(6) 南区の概要及び特徴

(堺市マスタープラン、区政概要、各区ホームページ・まちづくりビジョンを監査人が加工して記載)

ア 南区の概要

南区は、堺市の南端に位置し、西は和泉市、東は大阪狭山市、東南は河内長野市に接しており、区域は泉北ニュータウンを中心とした計画的市街地とその周辺の農地、集落地、丘陵地などからなっている。

南部には自然や農業とふれあうことができる貴重な自然環境が残され、市民に親しまれている。一方、泉北ニュータウンには快適な居住環境が広がり、泉北高速鉄道泉ヶ丘駅周辺には、多くの商業施設や公共施設が集積し、賑わいをつくり出している。

須恵器の窯跡も多く発見され、国宝の桜井神社拝殿や、無形民俗文化財「こおどり」などの貴重な歴史文化資産が受け継がれている。

## イ 区域の特色・資源

南部丘陵は豊かな自然や農空間が存在しており、堺市の「緑のシンボルエリア」となっている。その中で計画的に造成された泉北ニュータウンには、公園・緑地と一体となった良好な住環境が形成されている。一方、近年、緑豊かな地域で小規模な開発が行われており、自然環境と農空間、住環境を守りながら、有効な土地利用を図る仕組みが求められている。

また、南区ではNPO法人が多く組織されているなど、地域活動が活発であり、また、区民主体・区民参加による積極的なまちづくり活動が進められている。

## ウ 地域の課題

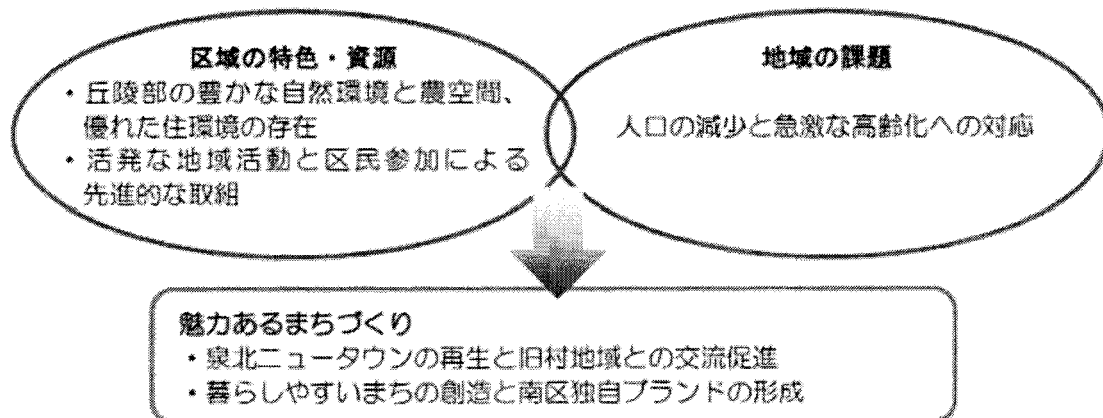
南区の人口は、平成4年をピークに減少傾向にある。また、55歳から74歳の人口が全体の約3割を占め、今後急激に高齢化が進むことが予想されており、人口の減少と急激な高齢化への対応が課題となっている。

## エ 南区の魅力あるまちづくり

まちびらきから50年が経過した泉北ニュータウンでは、急激な高齢化が進み、若年層の域外への流出や住宅の老朽化などが進んでいる。これまでに整備されてきた社会資本のストックを活用しながら、「まちの価値を高め、次世代へ引き継ぐ」ことのできるまちづくりを進め、泉北ニュータウンの再生を進めている。あわせて、旧村地域と泉北ニュータウンとの交流を促進し、地域全体が活性化する交流のまちづくりを進めている。

また、歴史文化資源や自然環境資源を活かしながら、区民主体の活動を推進し、あらゆる世代が暮らしやすいまちづくりを展開するとともに、南区独自のブランドの形成をめざし、良好な住環境や自然環境と同様、区民主体のまちづくり活動を「南区ブランド」として高めていく方針である。

【南区のまちづくり基本方針】



基本方針 1

【人】

地域力の高揚 ～人と人がつながる元気なまち～

子どもから高齢者まで、様々な人と人が交流し、元気で住み続けたいまちをめざします

基本方針 2

【まち】

暮らしやすいまちの創造 ～安全・安心に暮らせるまち～

居住魅力を向上し、快適な住宅・住環境づくりを進めるなど、誰もが安全・安心して暮らせるまちをめざします

基本方針 3

【自然・歴史】

持続可能なまちづくり ～南区の魅力を活かし発展するまち～

南区特有の豊かな自然環境や農空間と歴史文化を活かし、南区ならではの魅力あるまちをめざします

基本方針 4

【協働】

区民と区役所の協働 ～パートナーシップですすめるまちづくり～

誰もが主体的な役割分担のもと、様々な課題を自分たちで解決できるまちづくりをめざします

(出所：南区まちづくりビジョン改定版)

## (7) 北区の概要及び特徴

(堺市マスタープラン、区政概要、各区ホームページ・まちづくりビジョンを監査人が加工して記載)

### ア 北区の概要

北区は、北は大和川を隔てて大阪市、東は松原市に接し、JR阪和線・南海高野線・地下鉄御堂筋線の鉄道、大阪中央環状線などの幹線道路が整備されている。主な鉄道駅の周辺では、商業施設や業務施設が集積し、中百舌鳥駅周辺には産業振興や起業支援の拠点として、堺市産業振興センター、さかい新事業創造センターなどが立地している。

また、日本最古の官道といわれる竹内街道や国指定史跡である、いたすけ古墳をはじめとする歴史文化資産を有し、百舌鳥八幡宮のふとん太鼓などの伝統行事も地域に受け継がれている。

### イ 区域の特色・資源

北区は複数の鉄道網や東西・南北の道路網が整備され、駅周辺や幹線道路沿道に大規模商業施設が立地し、生活の利便性の高いまちとなっている。そのため、比較的若い層が多く居住し、出生数も他区に比べ多く、子どもや子育て世代が多いまちとなっている。

また、北区には、いたすけ古墳、御廟山古墳、ニサンザイ古墳があり、古代の歴史を今に伝えるとともに、竹内街道をはじめ、長尾街道、西高野街道など古くからの街道が通っている。街道沿道には神社・寺院が多く見られ、百舌鳥八幡宮のふとん太鼓、金岡神社の太鼓祭りなどの伝統行事が地域に受け継がれている。

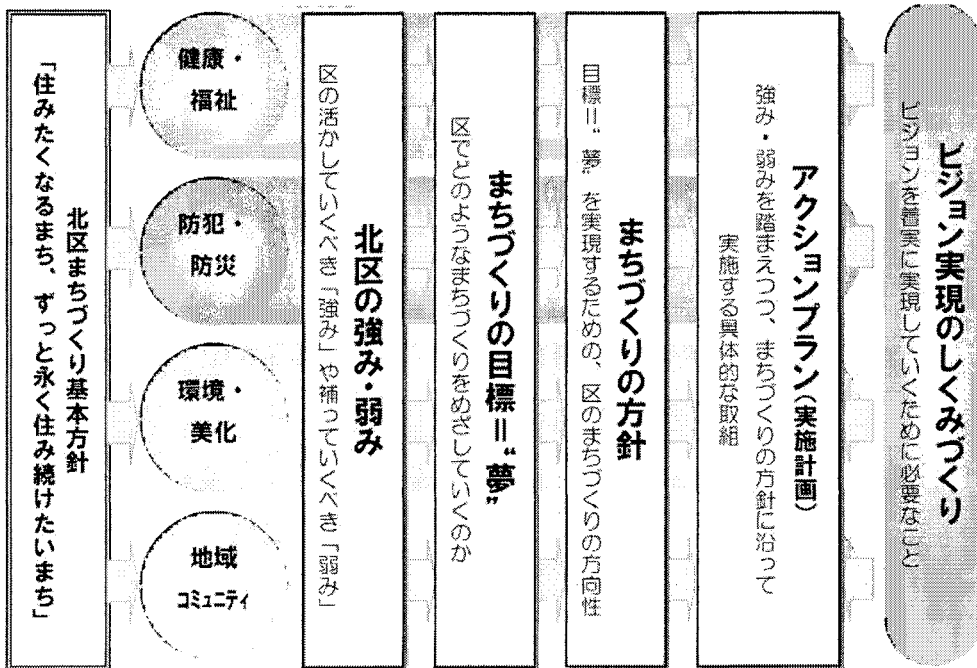
### ウ 地域の課題

北区では、交通の便が良いことなどから転入者が多い反面、他区や市外への転出者も多く、さらに、地域活動の担い手の高齢化が進んでいる。したがって、地域のつながりをつくり、次世代に引き継いでいくことが課題となっている。また、近年、ひとり暮らしの高齢者が増えており、高齢者を孤立させない取組が求められている。

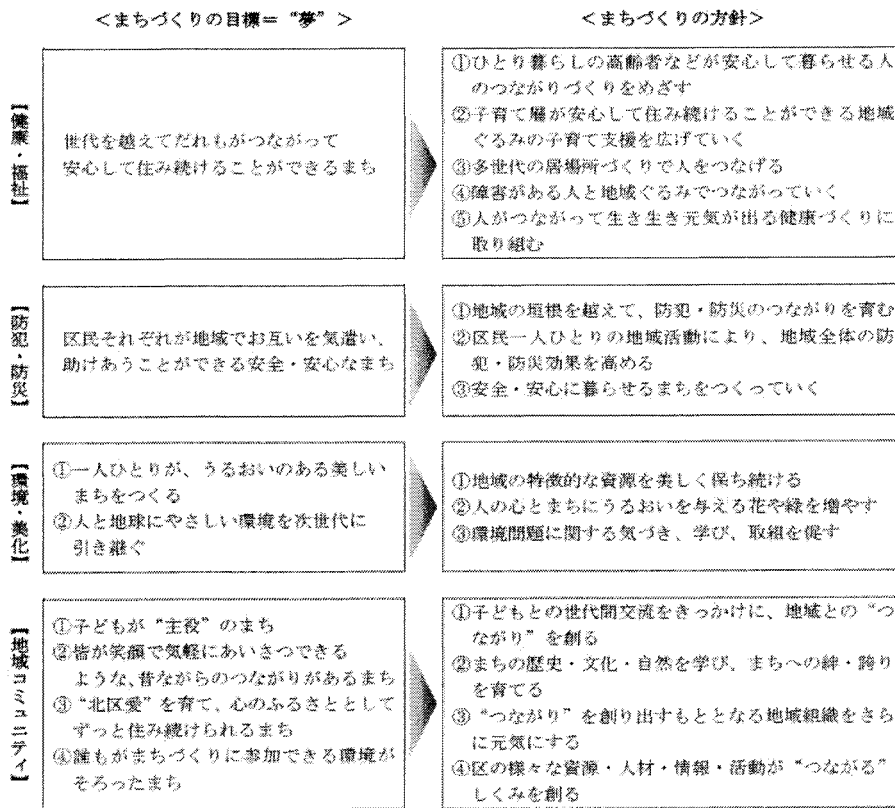
### エ 北区の魅力あるまちづくり

地域ぐるみの子育て支援や、子どもと多世代との交流などをきっかけに、若年層と地域との“つながり”づくりに取り組み、若年層の定着を図ることにより、すべての人にとって「住みたくなるまち、ずっと永く住み続けたいまち」をつくることをめざしている。また、北区では、健康・福祉や防犯・防災、環境・美化などさまざまな分野で活発な地域活動が行われているが、中心となる担い手が高齢化傾向にあり、活動の担い手の拡大は急務となっている。退職期を迎えた団塊の世代だけでなく、日頃地域とのつながりの薄い現役世代も活動の担い手としてスムーズに参加できるような“つながり”づくりを進め、多様な人材を育てる地域活動を推進している。

【北区まちづくりビジョンにおける検討】



(出所：北区まちづくりビジョン改定版)



(出所：区政概要 平成28年度版)

## (8) 美原区の概要及び特徴

(堺市マスタープラン、区政概要、各区ホームページ・まちづくりビジョンを監査人が加工して記載)

### ア 美原区の概要

美原区は、堺市の東部に位置し、北は松原市、南は大阪狭山市、東は羽曳野市と富田林市に接しており、区域内には、狭山池を水源とする東除川、西除川の両河川が南北に流れており、これらの河川に沿って農耕地が開け、南東から北西に向けてなだらかに傾斜する比較的平坦な地形となっている。

昭和 31 年 9 月町村合併促進法に基づいて、地勢・産業・風俗・文化の各分野で共通していた黒山村、平尾村、丹南村が合併し、美原区の前身となる「美原町」が誕生した。美原の「美」には合併当時の三か村の「三」の意が、「原」には当時の集落のまわりに緑の青々とした平坦地が広がっていたことの意が、そして「美原町」にはいつまでも美しい環境を保った町であってほしいとの願望がこめられている。

平成 17 年 2 月に合併により、堺市に編入、平成 18 年 4 月に堺市の政令指定都市移行に伴い美原区となり、現在に至っている。美原区では、「地域でつながり 次世代へつなげる美原のまちづくり」を区民とともにめざすまちの将来像とし、さまざまな取組を進めている。

### イ 区域の特色・資源

美原区の歴史は古く、24 領の鉄製甲冑が出土した黒姫山古墳をはじめ、中世の鑄造技術者集団「河内鑄物師」のふるさととしても知られており、豊かな歴史・文化を有している。また、農村地帯を基調にした地域として、今なお都市圏に珍しい田園や集落、里山が残っており、菅生地区における植木生産をはじめ、まちの緑化に貢献している。

また、PTA や自治会、各種団体、ボランティアグループなどが中心となり、防犯、子どもの見守り、青少年健全育成などの活動が盛んに行われるとともに、消防団や女性防火クラブが活発に活動しており、子どもが健やかに育ち、人と人のつながりがあるまちをめざして、さまざまな取組を進めている。

### ウ 地域の課題

美原都市拠点において、美原区役所新庁舎などまちの顔となるエリアが整備されている。この美原区の中心核にふさわしい複合商業施設の誘致など、市民が集い交流できる新しい魅力的な美原区の拠点づくりが求められている。

一方、美原区域には、鉄道駅がなく、市民生活に自家用車やバス路線が不可欠な状況で、通勤・通学や買い物などにおける不便さが課題となっている。区域内には、狭あい道路が多く、歩道などの整備が求められている。



## エ 美原区の魅力あるまちづくり

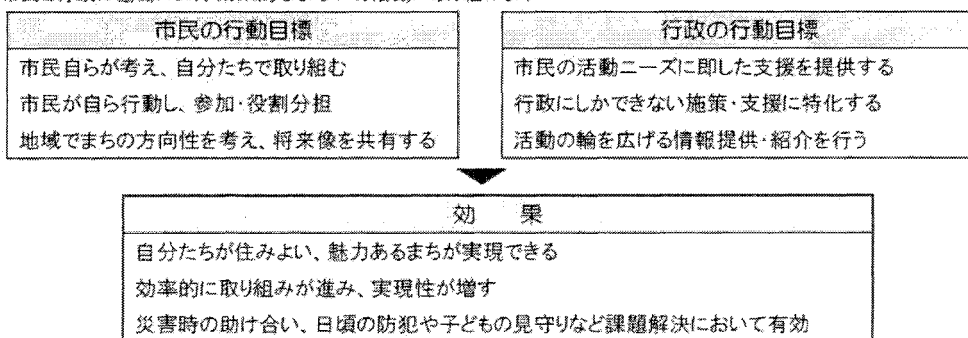
美原都市拠点では、美原区域の中心核として、南河内地域や奈良県中部との結節点としての役割を果たすのにふさわしい機能向上を図っていく方針である。また、黒姫山古墳を中心とした歴史ゾーンでは、歴史と暮らしが調和した活気に満ちあふれる整備を推進するなど、美原区の顔となる拠点づくりに取り組む方針である。

一方、美原区には、田畑をはじめとする多くの緑地空間などが多く残っており、これらを背景に市民自らが立ち上げた地産地消をテーマにした「美原朝市」の開催など、美原区の農業を伝える活動が積極的に取り組まれている。こうした取組の推進に加え、休耕田の問題解決や特産品の開発などに取り組み、自然環境と調和のとれた都市機能を持つまちづくりをめざしている

### 【美原区のまちづくりの基本的な考え方】

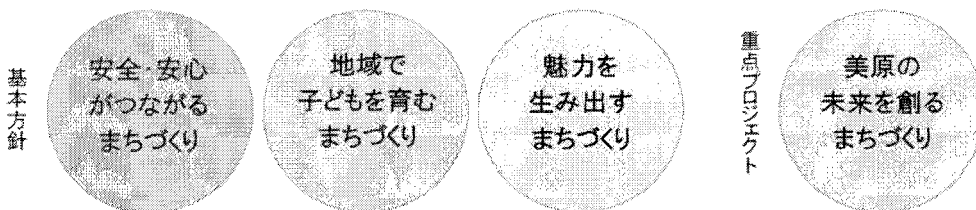
#### ●市民と行政の協働

市民と行政の協働により、効果的なまちづくり活動に取り組みます



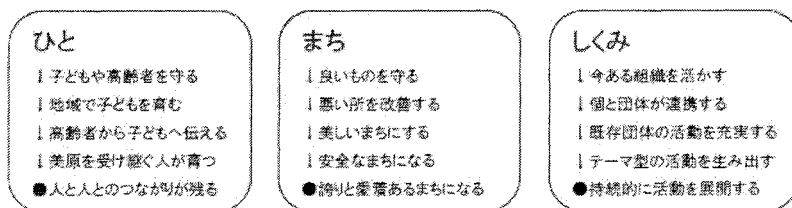
#### ●基本方針の柱と重点プロジェクト

美原区のまちづくりの基本的な方向性を踏まえ、まちづくりの実践活動に取り組みます



#### ●活動の視点

「ひと」「まち」「しくみ」の視点を大切にしながら、まちづくり活動に取り組みます



(出所：美原区まちづくりビジョン改定版)

### 3 区役所の業務

#### (1) 区役所の分掌事務

堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務を定める条例（平成17年条例第57号）第4条により、以下のとおり定められている。

- ① まちづくりに関する事項
- ② 区民生活に関する事項
- ③ 社会福祉に関する事項
- ④ 医療保険、介護保険及び国民年金に関する事項
- ⑤ 保健衛生に関する事項
- ⑥ 子育て支援に関する事項
- ⑦ その他区民に身近な行政サービスに関する事項

また、堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）第3条第2項は、区役所に属する施設その他の事業所（以下、「センター」という。）は、必要に応じて以下の事務を分掌する。

- ① センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- ② 諸報告及び統計に関すること。

#### 【センターの所管】

名称	所管
泉ヶ丘市民センター	南区役所
新金岡市民センター	北区役所
保健福祉総合センター	区役所
保健センター（ちぬが丘保健センターを除く。）	区役所 保健福祉総合センター
ちぬが丘保健センター	堺区役所 堺保健福祉総合センター 堺保健センター

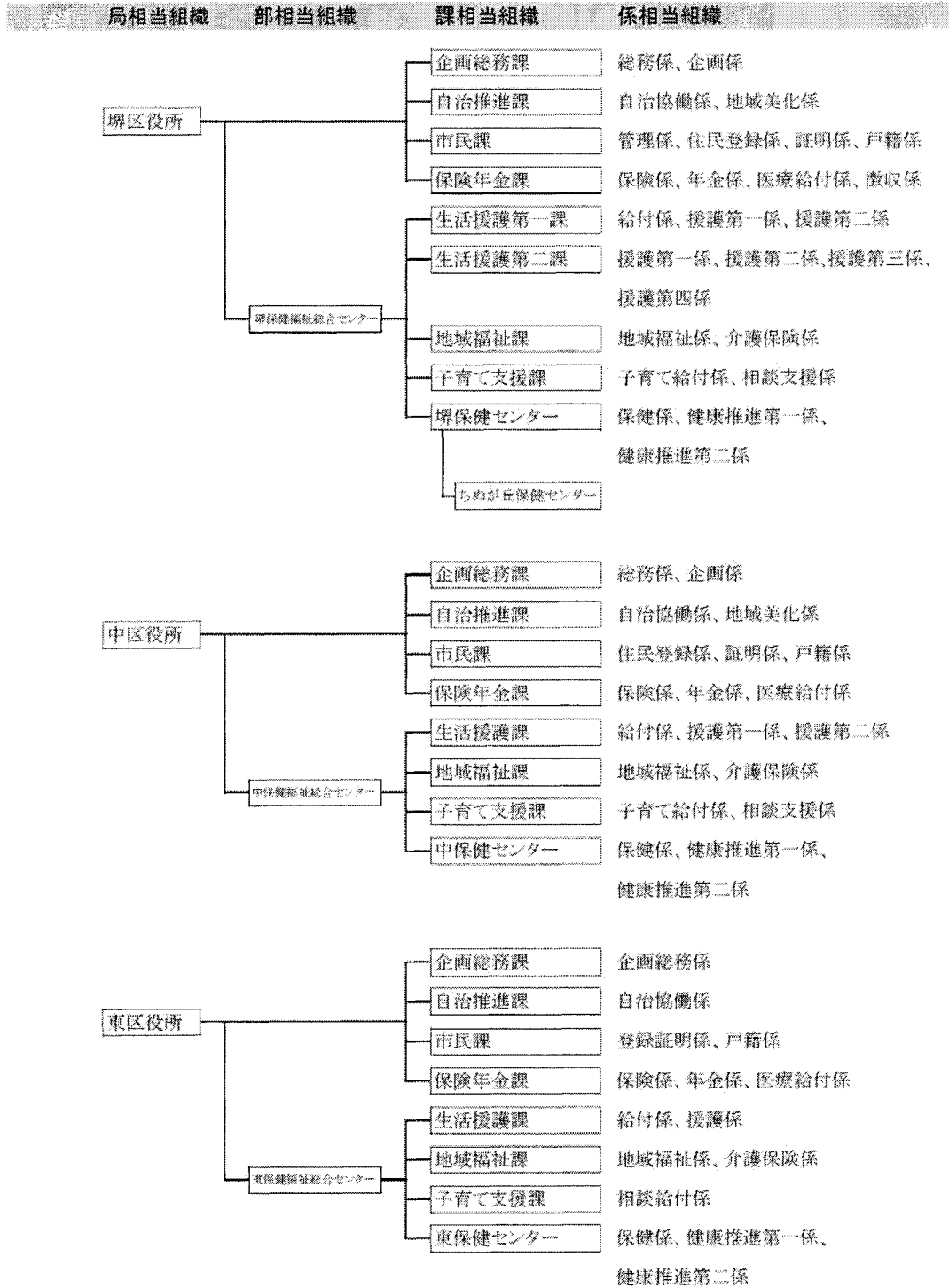
（出所：堺市事務分掌規則）

(2) 区役所行政機構

各区役所の行政機構は以下のとおりである。(出所：区政概要 平成28年度版)

(2) 区役所行政機構

平成28年4月1日現在



局相当組織	部相当組織	課相当組織	係相当組織
西区役所	西保健福祉総合センター	企画総務課	企画総務係
		自治推進課	自治安全係、協働まちづくり係、 地域美化係
		市民課	登録証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		西保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
南区役所	南保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		泉ヶ丘市民センター	
		自治推進課	自治安全係、協働まちづくり係、
		市民課	住民登録係、証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係、 援護第三係、援護第四係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		南保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
北区役所	北保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		新金岡市民センター	
		自治推進課	自治安全係、協働まちづくり係
		市民課	住民登録係、証明係、戸籍係
		保険年金課	保険年金係、医療給付係
		生活援護課	給付係、援護第一係、援護第二係、 援護第三係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	子育て給付係、相談支援係
		北保健センター	保健係、健康推進第一係、 健康推進第二係
美原区役所	美原保健福祉総合センター	企画総務課	総務係、企画係
		自治推進課	自治安全係、協働まちづくり係
		市民課	登録証明係、戸籍係
		保険年金課	保険係、医療年金係
		生活援護課	給付係、援護係
		地域福祉課	地域福祉係、介護保険係
		子育て支援課	相談給付係
		美原保健センター	保健係、健康推進係

### (3) 各所管課の主な業務

各所管課の業務は以下のとおりである。

#### 【企画総務課】

所管業務
区選挙管理委員会との連絡調整
区役所の庶務
区役所の予算、決算その他財務（他の所管に属するものを除く。）
区役所の人事に係る調整
区役所の分掌事務の総合調整
区民まちづくり基金の運用及び当該基金に係る事業（別に定めるものを除く。）
庁舎（併設施設を含む。）の維持管理（堺区除く）
区役所職員の健康管理（堺区除く）
所管に係る公用自動車の管理（堺区除く）
区役所の事務改善の推進
区災害対策本部
現地国民保護対策本部及び現地緊急対処事態対策本部
本庁各部局との連絡調整
所管区域内に設置された本市の他の事業所等との連絡調整（別に定めのあるものを除く。）
地域の主要施策に係る企画及び調整
区域まちづくりビジョン
区民評議会
区に関連する施策に係る本庁各部局との調整
調査統計
広報及び広聴
市民相談
区教育・健全育成会議
教育相談並びに就学相談及びこれに係る就学事務
就学援助及び奨学金の受付等
市政情報コーナー（堺区除く）
人権啓発に関すること
市民センターとの連絡調整（北区・南区）
区民活動支援コーナー（北区）
美原区役所指定管理者候補者選定委員会（美原区）
さつき野コミュニティセンターの管理運営に係る指導及び監督（美原区）
所管区域内の市町村建設計画事業等に係る連絡調整（美原区）

所管区域の整備に係る企画、総合調整及び推進（都市整備推進課の所管に属するものを除く。）（美原区）

課の所管に係る公共施設等特別整備基金の管理（美原区）

他の課の所管に属しないこと

【新金岡市民センター・泉ヶ丘市民センター】

所管業務
センターの各施設との連絡調整
センターの各施設の使用状況その他情報収集
センターの老人集会所及び障害者集会所の使用許可

【自治推進課】

所管業務
地域コミュニティの醸成
自治会活動に対する支援
地域会館の整備
地縁団体の認可
公有財産等の貸付及び管理
地域団体との連絡調整
災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け
災害救助等の災害対応（企画総務課の所管に属するものを除く。）
防災活動に関する相談及び支援並びに防災意識の啓発
自主防災組織の活動に対する支援
所管区域内の地域の防犯
有価物集団回収報償金の交付
日本赤十字社の地区の運営
献血事業
地域活動の振興
区民プラザ（堺区・北区除く）
住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の相談及び支援並びに啓発
住民の発意に基づく地域のまちづくり活動の支援に係る関係機関及び関係部局との調整
青少年の健全育成
成人の日の行事
文化及びスポーツの振興
地域の環境美化

泉北ニュータウンの地域の活性化に係る企画及び調整（市長公室の所管に属するものを除く。）（南区）

【市民課】

所管業務
現金及び有価証券の出納及び保管並びにこれらの記録管理
住民基本台帳
出入国管理に係る中長期の在留等の届出等
印鑑登録
就学事務
住居表示の付番
戸籍に係る証明書の交付
住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付
市税に係る証明書の交付
郵便請求による証明書の交付
住居表示又は町名改称に係る証明書の交付
自動車の臨時運行
戸籍
民事処分及び刑事処分の通知及び整理
人口動態調査
埋火葬の許可
一般旅券の発給等（堺区）
旅券事務の実施に係る調整（堺区）
通知カード及び個人番号カード

【保険年金課】

所管業務
国民健康保険被保険者の資格得喪並びに国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証及び国民健康保険被保険者資格証明書の交付
国民健康保険料の賦課
国民健康保険料の減免
国民健康保険料の延滞金
国民健康保険料の徴収
国民健康保険料の納付相談、徴収猶予等
国民健康保険料の督促等
国民健康保険料の徴収金に係る財産の差押さえ、参加差押え及び交付要求

滞納者の実態調査
滞納者の納付督促
国民年金被保険者の資格得喪等
国民年金保険料の免除
基礎年金等の給付
老齢福祉年金
特別障害給付金
老人医療の助成に係る医療費（保険医療機関及び契約医療機関等に支払うものを除く。）の支給
老人医療の助成に係る資格得喪及び医療受給者証等の交付
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付
国民健康保険の給付（保険医療機関等に支払うものを除く。）
国民健康保険の高額療養費資金貸付
国民健康保険出産費資金貸付
国民健康保険及び老人医療に係る第三者行為の届出
国民健康保険料の還付等
国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予
後期高齢者医療の各種申請届出書の受付並びに大阪府後期高齢者医療広域連合の処分の通知書の引渡し
後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格証明書の引渡し及び返還
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証等の引渡し及び返還
後期高齢者医療保険料の徴収、還付、充当、滞納処分等
後期高齢者医療保険料の延滞金
後期高齢者医療に係る過料の徴収

【生活援護課（堺区は生活援護第一課・生活援護第二課）】

所管業務
センターの庶務
生活保護法に基づく措置又はこれらに準ずる措置に基づく給付
小口更生資金（堺市小口更生資金貸付基金条例施行規則第4条第2号に規定するものに限る。）の償還
生活保護法に基づく保護費用の返還の調定及び徴収（被保護者に係るものを除く。）
生活保護法に基づく申請受付、面接相談、調査及び指導
生活保護法に基づく保護の開始、変更、停止、廃止及び却下の決定並びにケースワーク
生活保護法に基づく保護費用の返還の決定及び徴収（被保護者に係るものに限る。）
生活保護法に基づく損害賠償の請求



小口更生資金（堺市小口更生資金貸付基金条例施行規則第4条第2号に規定するものに限る。）の相談及び貸付

【地域福祉課】

所管業務
地域の保健福祉の推進
高齢者、身体障害者及び知的障害者に係る保健福祉サービスの相談及び情報提供並びに当該相談に係る関係機関及び関係部局との連絡調整
身体障害者（児）及び知的障害者（児）に係る障害福祉サービス等の支給決定等
精神障害者（児）及び難病患者等に係る障害福祉サービス等の支給決定等（美原区）
老人福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置等
高齢者のいきがい支援
戦傷病者、戦没者遺族、旧軍人等の援護
特別児童扶養手当等
老人集会所の運営
老人集会所の運営補助
介護保険の給付
介護保険被保険者の資格得喪
第1号被保険者に係る介護保険料の賦課徴収
介護保険の要介護認定等
自己作成居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に係る相談及び受付
その他介護保険制度の啓発及び推進

【子育て支援課】

所管業務
児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は売春防止法に基づく福祉に関する事項に係る相談、調査、指導、措置、決定等
児童福祉法に基づく保育所の入所及び助産に係る相談、調査、決定等（東区・美原区除く）
児童手当及び児童扶養手当
子ども手当
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）及び母子保健法に基づく医療費の公費負担の申請（医療に係る審査を除く。）
育児相談、ひとり親家庭相談及び女性相談
母子父子寡婦福祉資金の貸付け
地域子育て支援センターに係る事業の実施

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業の実施  
産後ケア事業

【保健センター（ちぬが丘保健センターを除く）】

所管業務

地域住民の健康の保持及び増進  
健康づくりの普及啓発  
地域保健に係る調査及び研究並びにその成果の活用  
人口動態統計その他の地域保健に係る統計  
医療従事者等の免許に係る申請等の受付及び免許の交付  
医療費等の公費負担及び助成の申請（子育て支援課の所管に属するものを除く。）  
飼い犬の登録等の受付、飼えなくなった犬の引取り及び注射済票の交付（動物指導センターの所管に属するものを除く。）  
成人保健事業及び母子保健事業  
特定健康診査事業及び特定保健指導事業  
結核、エイズその他の感染症の予防事業  
予防接種事業  
診療放射線業務  
精神障害者（児）及び難病患者等に係る保健福祉サービスの相談及び情報提供並びに当該相談に係る関係機関及び関係部局との連絡調整  
精神障害者（児）及び難病患者等に係る障害福祉サービス等の申請及び支給決定等（美原区除く）  
センター内の他の係の所管に属しないこと  
精神障害者保健福祉事業  
難病関係事業  
栄養改善事業  
歯科口腔保健事業  
地区保健活動等  
結核、エイズその他の感染症  
成人保健、母子保健等  
特定保健指導  
介護予防（他の所管に属するものを除く。）

【ちぬが丘保健センター】

所管業務
地域住民の健康の保持及び増進
健康づくりの普及啓発
地域保健に係る調査及び研究並びにその成果の活用
人口動態統計その他の地域保健に係る統計
医療費等の公費負担及び助成の申請
成人保健事業及び母子保健事業
特定健康診査事業及び特定保健指導事業
結核、エイズその他の感染症
予防接種事業
精神障害者保健福祉事業
難病関係事業
栄養改善事業
歯科口腔保健事業
地区保健活動等
介護予防（他の所管に属するものを除く。）

（出所：各区役所ホームページ及び各区役所からの情報を監査人が加工）

#### 4 監査対象

##### (1) 監査対象の基本的な考え方

監査の対象範囲については、区役所にて実施している業務を網羅的に抽出し、業務ごとに分類を行ったうえで、業務分類における主な業務に関する財務事務の執行を監査の対象範囲としている。

ただし、以下の業務については過去の包括外部監査の対象となっていることもあり、今回の対象範囲から除外している。

年度	テーマ	除外した主な業務
平成 18 年度	国民健康保険事業及び介護保険事業について	国民健康保険に関する業務 介護保険に関する業務
平成 21 年度	堺市における生活保護に関する事務の執行について	生活保護に関する業務
平成 23 年度	堺市における子育て支援事業に関する事務の執行について	子育て支援に関する業務
平成 24 年度	高齢者施策に関する事務の執行について	高齢者支援に関する業務

##### (2) 監査対象結果

区役所における下記事項を監査対象とした。

業務	主な内容
企画総務業務	庁舎管理、公用車管理、文書管理・情報管理、物品・現金管理、区民評議会及び区教育・健全育成会議の運営
市民協働・まちづくり業務	地域団体との連絡調整、地縁団体の認可、地域会館の整備 市民センターの運営、地域まちづくり支援事業
窓口サービス業務	住民情報関係業務
保健福祉業務	保健衛生関係業務及び地域福祉関係業務

### 第3 監査の実施方法

#### 1 監査の主な視点及び実施した手続

##### (1) 企画総務業務

##### ア 庁舎管理

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の各種点検等は適切に実施されているか</li> <li>・庁舎の各種点検結果に基づき適切な改修・修繕計画が策定されているか</li> <li>・改修・修繕工事が、適切な手続きによって実施されているか（予算見積もり、発注、検収など）</li> <li>・建築都市局等との連携が適切になされているか 等</li> </ul>
対象部署	各区の企画総務課（堺区除く）
実施した手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li> <li>・庁舎管理に関する支出業務の検討（各区の歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li> </ul>

##### イ 物品・現金管理

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品・現金等（固定資産を含む）にかかる内部統制は、適切に整備され運用されているか。</li> <li>・備品台帳は適切に作成されているか</li> <li>・備品、消耗品の管理が適切に行われているか</li> <li>・使用されなくなった備品は適切に廃棄され、備品台帳から削除されているか</li> <li>・収納金は適切に管理されているか</li> <li>・現金出納簿が適切に作成されているか</li> <li>・前渡資金について、規則に沿った手続きが行われているか</li> <li>・金庫は適切に管理されているか</li> <li>・公印等の印鑑は適切に管理されているか 等</li> </ul>
対象部署	各区の企画総務課、自治推進課、市民課、地域福祉課、保健センター
実施した手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li> <li>・現金、備品、金庫、公印等の管理状況の検討（各区において対象部署より検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合するとともに実地確認を実施）</li> <li>・収入事務の検討（歳入決算書より検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li> </ul>

ウ 区民評議会及び区教育・健全育成会議の運営

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民評議会及び区教育・健全育成会議が適切に運営されているか</li> <li>・区民評議会及び区教育・健全育成会議の議論、答申等を受けた対応（事業計画の策定、予算措置等）が適切に行われているか 等</li> </ul>
対象部署	各区の企画総務課、自治推進課
実施した 手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li> <li>・各区の区民評議会の議事録閲覧と関連する事業に関する関係書類・帳票類等の閲覧・突合</li> <li>・各区の区教育・健全育成会議の議事録閲覧と関連する事業に関する関係書類・帳票類等の閲覧・突合</li> </ul>

(2) 市民協働・まちづくり業務

ア 市民センターの運営

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民サービスの観点から適切に利用されているか</li> <li>・市民センターの管理・運営の方法は効率的、効果的か 等</li> </ul>
対象部署	市民センターを所管する区の企画総務課
実施した 手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li> <li>・市民センターの管理運営状況の検討（歳出決算書より検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li> </ul>

イ まちづくり事業

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性の検証がなされているか</li> <li>・事業の経済性及び効率性に問題はないか</li> <li>・委託事業において契約手続は適正に行われているか</li> <li>・委託事業において履行確認は適正に行われているか</li> <li>・区民まちづくり基金による事業の計画、予算執行、事後評価等が適切になされているか 等</li> </ul>
対象部署	各区の企画総務課、自治推進課
実施した 手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li> <li>・区域まちづくり事業に関する支出業務、事業評価の検討（各区の歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li> <li>・地域まちづくり関連事業に関する支出業務、事業評価の検討（各区の歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li> <li>・減量化・資源化事業に関する支出業務、事業評価の検討（各区の歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li> </ul>

### (3) 窓口サービス業務

#### ア 住民情報関係業務

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓口業務の事務フローに非効率な点や内部統制上の問題はないか</li><li>・窓口業務の委託が適切に行われているか</li><li>・窓口業務の委託の効果検証が適切に行われているか</li><li>・個人情報の保護体制は適切か 等</li></ul>
対象部署	各区の市民課
実施した 手続	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li><li>・窓口業務の事務フローの検討</li><li>・窓口業務に関連する支出業務の検討（各区の歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li><li>・窓口業務の委託に関連する関係書類・帳票類等を閲覧・突合</li><li>・個人情報の保護状況に関して各区において対象部署より検証対象を抽出し、実地確認を実施</li></ul>

### (4) 保健福祉業務

#### ア 保健衛生関係業務及び地域福祉関係業務

（老人福祉、国民健康保険、介護保険、児童福祉、母子保健関係等を除く）

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の有効性の検証がなされているか</li><li>・事業の経済性及び効率性に問題はないか</li><li>・委託事業において契約手続は適正に行われているか</li><li>・委託事業において履行確認は適正に行われているか</li><li>・各種手数料の徴収事務は適切に行われているか</li><li>・徴収した各種手数料の収納は適時に行われているか 等</li></ul>
対象部署	各区の地域福祉課、保健センター
実施した 手続	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li><li>・障害者福祉に関連する支出業務の検討（各区の歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li><li>・保健センター業務（母子保健に関するものを除く）に関連する支出業務の検討（各区の歳出決算書から検証対象を抽出し、関係書類・帳票類等を閲覧・突合）</li></ul>

(5) 区役所のガバナンス<sup>1</sup>その他

監査の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・本庁と区役所の役割分担は適切か</li><li>・本庁の区役所に対するガバナンスは適切に機能しているか</li><li>・区役所内でのガバナンスは適切に機能しているか 等</li></ul>
対象部署	本庁：企画部大都市政策担当、行政管理課、市民人権総務課 各区：企画総務課
実施した 手続	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係者への質問（書面調査を含む）</li><li>・本庁と区役所との役割分担に関連する関係書類・帳票類等の閲覧及びヒアリング</li><li>・区役所に対するガバナンスに関連する関係書類・帳票類等の閲覧及びヒアリング</li><li>・区役所内でのガバナンスに関連する関係書類・帳票類等の閲覧及びヒアリング</li></ul>

<sup>1</sup> ガバナンスとは、一般に統治と訳され、あらゆる組織において、その目的を遂行する上で必要な仕組みを指す。つまり、組織の目的を達成し、効率的で効果的かつ健全で透明性の高い組織運営の仕組みである。



#### 第4 監査の実施結果に関する総括

##### 1 監査の結果の区分

本報告書での結果の取扱は、「指摘事項」「意見」「要望」に区分している。

報告書上の区分	主な内容
指摘事項	・法令、基準等に違反していると認められるもの ・その他適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの
意見	・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
要望	・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

## 2 監査の実施結果の総括

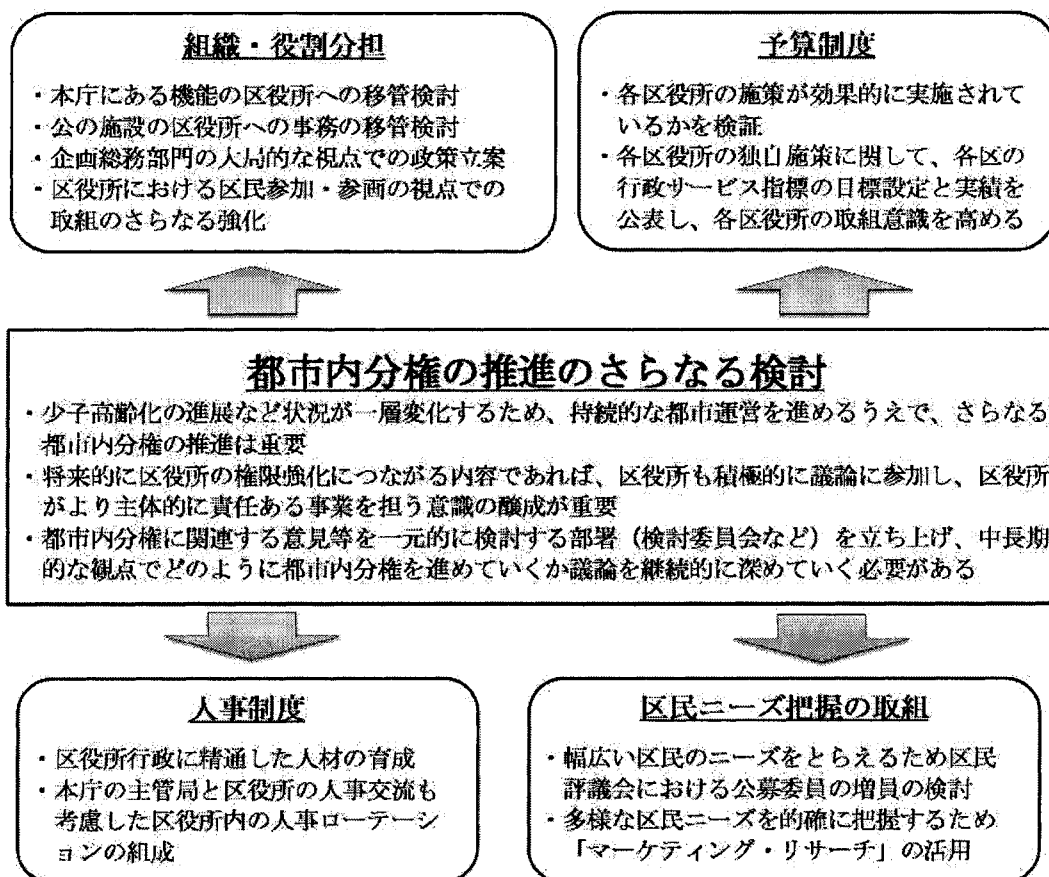
指摘事項・意見・要望の詳細は「第5 監査の実施結果」に記載している。

当該事項のうち、主な事項を以下(1)～(11)に記載するとともに、それ以外の事項について「(12) その他」として表形式で記載している。

### (1) 本庁と区役所の業務の役割分担と連携

堺市における都市内分権の推進についての検討を、他の政令指定都市との比較や、総合区制度との比較により実施した。今後、少子高齢化の進展など状況が一層変化するため、持続的な都市運営を進める上で、さらなる都市内分権の推進は重要であると考えられる。

現在、本庁の企画部で都市内分権の推進に向けて大都市制度について調査研究しているが、将来的に区役所の権限強化につながる内容であれば、区役所も積極的に議論に参加し、区役所がより主体的に責任ある事業を担う意識の醸成が重要と考えられる。



(出所：各種検討事項をもとに監査人が作成)

都市内分権に関して区民等から意見を得た場合には各担当部局（保育所関係であれば子ども青少年局、老人福祉センターであれば健康福祉局等）で検討を進めることとなるた

め、市全体での議論になりにくい状況があるものと考えられる。また、単に組織や役割分担の見直しにとどまらず、市民協働の取組や人事・予算など執行方法の検討も必要である。このため、都市内分権に関連する事項等を一元的に検討する部署（検討委員会など）を立ち上げ、中長期的な視点でどのように都市内分権を進めていくかの議論を継続的に深めていくことを検討されたい（要望1：74ページ参照）。

## (2) 庁舎管理について（堺区除く）

主な庁舎管理業務として、警備業務、清掃業務、設備運転監視等業務、防災設備保守点検業務等があり、庁舎管理業務の委託は、堺区を除き各区単位で建物ごとの契約手続が実施されている。

主な庁舎管理業務		
警備業務	設備運転監視等業務	冷暖房設備保守点検業務
機械警備業務	防災設備保守点検業務	中央監視盤保守点検業務
清掃業務	建築設備等定期点検業務	自動扉保守点検業務
樹木管理業務	電話交換設備保守点検業務	非常用発電機保守点検業務
害虫駆除等業務	エレベータ設備保守点検業務	自家用電気工作物保安管理業務

### 【一括もしくは複数区発注によるメリット・デメリットの可能性】

メリットの可能性	デメリットの可能性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケールメリットの発揮により合計ベースでの委託金額削減</li> <li>・契約事務の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の柔軟性が失われる</li> <li>・業者による柔軟な対応が失われる</li> <li>・異なる施設の場合、仕様書の調整が煩雑になる</li> <li>・中小事業者の参入が難しくなる</li> </ul>

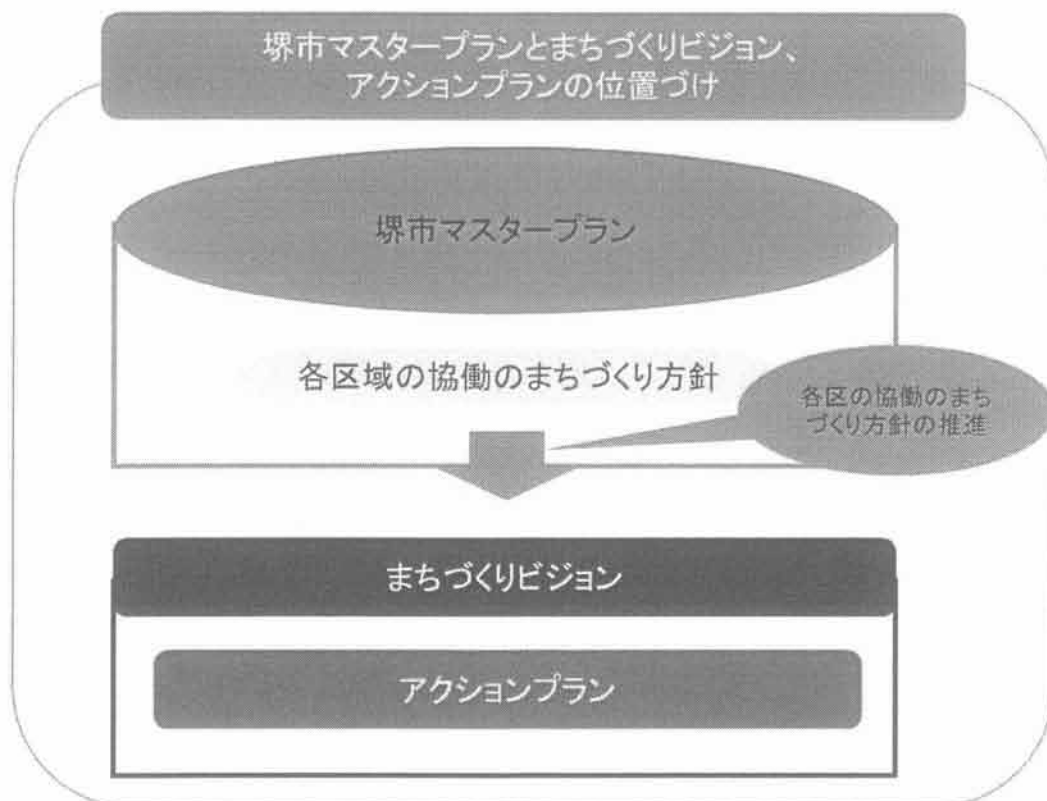
こうした庁舎管理業務の委託について一括発注を行うことにより、スケールメリットの発揮（工数削減や価格競争性の高まりによる委託金額合計額ベースでの削減）や、契約数の削減による事務処理の効率化につながることを考えられるため、市内の中小事業者育成という部分に配慮しつつも、複数区又は本庁一括での発注の可能性を探り、発注方法の見直しについて検討することが望まれる（意見2：78ページ参照）。

また庁舎管理業務の委託が建物ごと（区役所と区役所別館、保健センター、市民センター等）に行われている区では、区内における複数建物に対する庁舎管理業務についても同様に、一括発注を検討することが考えられる。一括発注によるスケールメリットの発揮や、契約数の削減による事務処理の効率化といったメリット部分について、複数区又は本庁一括での発注検討と同様に、一括発注（発注契約単位の集約を含む）できる可能性を探り、発注方法の見直しについて検討することが望まれる（意見4：79ページ参照）。

### (3) 堺市マスタープランと区域まちづくりビジョンの関連性について

区域まちづくりビジョンについては、「区のめざすまちの将来像」を示し、その将来像の実現のためのまちづくり方針（基本目標や基本方針）と、これらの方針を推進するための具体的な取組（アクションプラン）を記載している。

#### 【マスタープランと各区まちづくりビジョン、アクションプランの位置づけ例】



(出所：中区まちづくりビジョン《重点プラン、アクションプログラム見直し》を参考に監査人が作成)

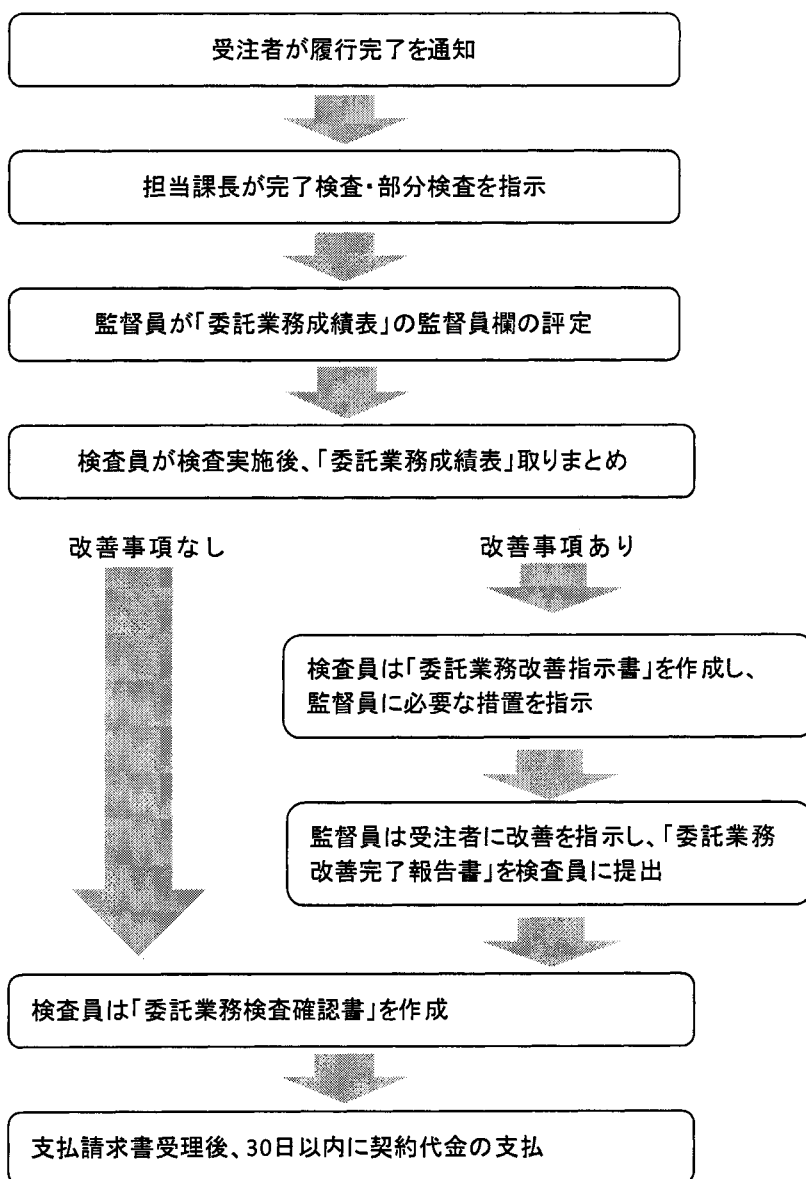
この区域まちづくりビジョンについて、平成 27 年度に中間の振り返りを行っている区はあるものの、当初段階で目標を設置したうえで目標への達成状況を確認し、評価結果を公表するといった、事務事業評価で実施している PDCA サイクルまでは確立されていない状況である。

アクションプランに対して客観的な判断に基づく評価を実施することで、達成度合いが明確化されるだけでなく、まちづくり方針に関連する事業の改廃の検討を促進することが可能となり、ひいてはまちづくり方針自体の見直しにもつながることとなる。PDCA サイクルを確立し、客観的な判断に基づきアクションプランを評価し、ビジョンの改訂見直しにつながる仕組みを整えることが望まれる（意見 8：87 ページ参照）。

また、区域まちづくりビジョンの評価方法を確立したとしても、適時に評価が実施されなければビジョンを見直すタイミングが遅れ、事業実施の適時性が損なわれるおそれがある。アクションプランを1年ごとに評価し、3年ごとにビジョン全体を見直すなど、最も効果的な評価時期を検討し、その評価結果を効果的な事業実施につなげることが望まれる（意見9：88ページ参照）。

#### (4) 業務委託について

委託業務監督検査の事務手続は以下のとおりである。



(出所：委託業務監督検査事務の手引より監査人が加工)

美原区役所ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務について、堺市委託業務監督検査要綱において委託業務成績表の作成を求められているにもかかわらず、委託業務成績表が作成されていなかった。検査要綱第 10 条に基づき、委託業者の履行体制、受注者の勤務態度、履行状況等について、監督員が委託業務成績表を用いた評定の実施及び検査員への提出を徹底すべき（指摘事項 1：91 ページ参照）である。

#### (5) 物品・現金管理について

切手については堺市会計規則第 96 条において、物品取扱員等が、切手等受払簿を備えるとともに、当該帳簿等の記録管理を行わなければならないと定められている。

##### 【堺市会計規則第 96 条（物品会計に係る帳簿等の備付け）】

物品出納員等又は物品取扱員等は、次に掲げる帳簿等を備えて、当該帳簿等の記録管理を行わなければならない。ただし、堺市立学校に設置される物品取扱員については、この限りでない。

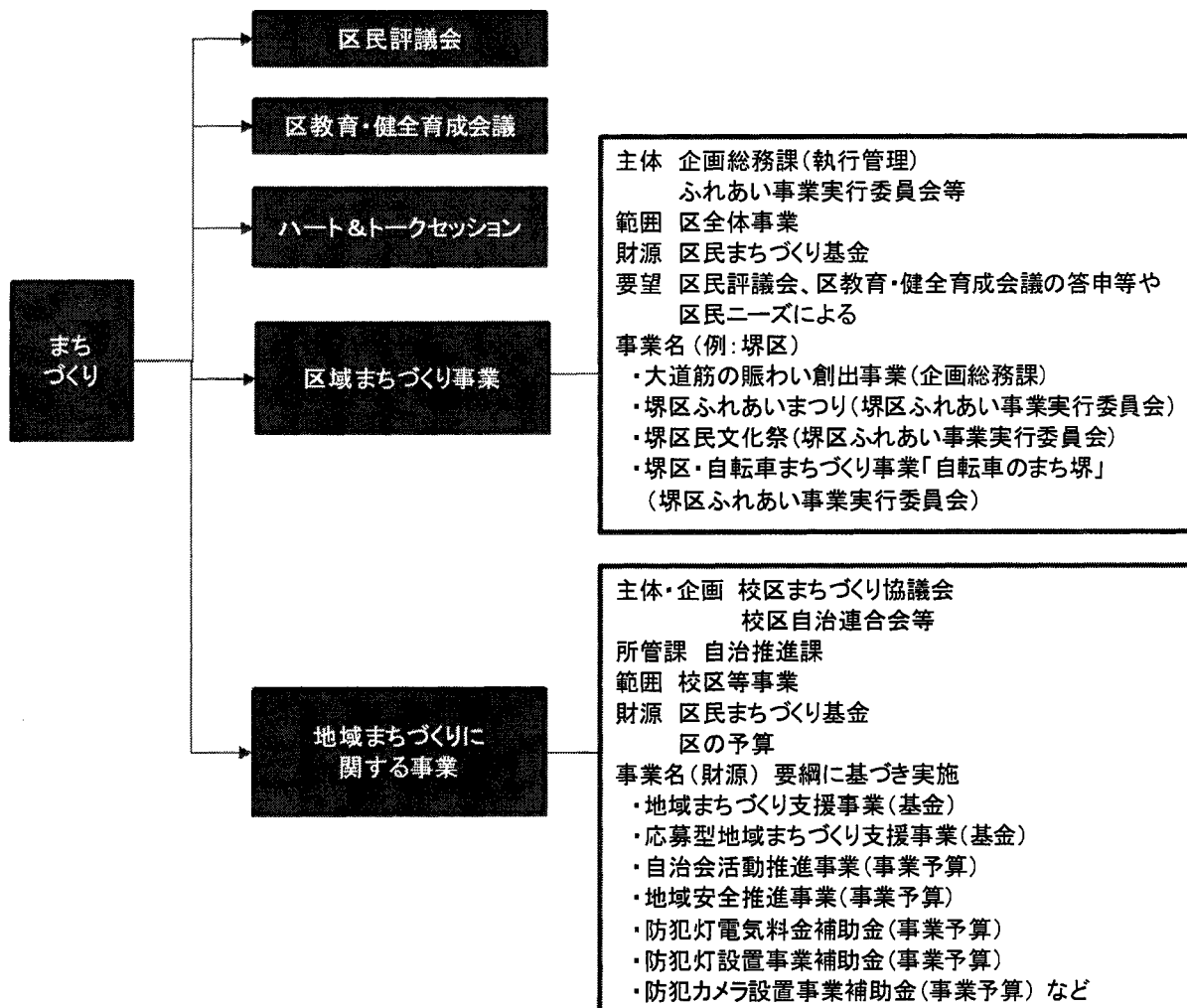
- (1) 備品出納簿(物品出納員等に限る。)
- (2) 切手等受払簿(物品取扱員等に限る。)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会計管理者等が必要と認めるもの

各区において切手等受払簿を確認する中で、美原区地域福祉課において平成 29 年 7 月の切手等受払簿に、受払についての係長、課長補佐、課長及び区物品取扱員の押印が全くなかった。課長の決裁等が未了の状態でも切手の受払が行われたとしても発見できない状況にあり、適切な決裁等を得ないまま切手の受払が行われてしまうおそれがあるため、切手等の受払は、必ず事前に適正な決裁を経て行うべき（指摘事項 2：98 ページ参照）である。

また、各区各課での切手の管理状況を確認したところ、一部の課において、切手を一時期にまとめて購入していることから保有枚数が多く、年間の使用枚数以上の切手を保有していることが確認された。換金性の高い切手を必要以上に保有することは、多数の切手を保有し管理が煩雑になることにより、適正な事務に対する意識の低下を招くことや、換金を狙った盗難の標的となるリスクが増加するものと考えられる。そのため、各課において常時保有する切手の枚数・金額の目安（適正保有量）や定期的な補充の方法などの合理的なルールを定めておくことが望まれる（意見 13：98 ページ参照）。

(6) 区域まちづくり事業について

まちづくり事業の体系は以下のとおりである。



堺区で実施された平成 28 年度区域まちづくり事業である「安全安心まちづくり事業(自主防災組織活動支援・まちなか防災訓練)」において、事業終了後に堺区ふれあい事業実行委員会から提出された「出納簿」に記載された預金の残額が一時的にマイナス表示となっていた。ふれあい事業実行委員会が複数の事業を実施しているが、それぞれの資金が 1 つの口座で管理されているため、事業ごとの収支の区分が曖昧な状況となっている。

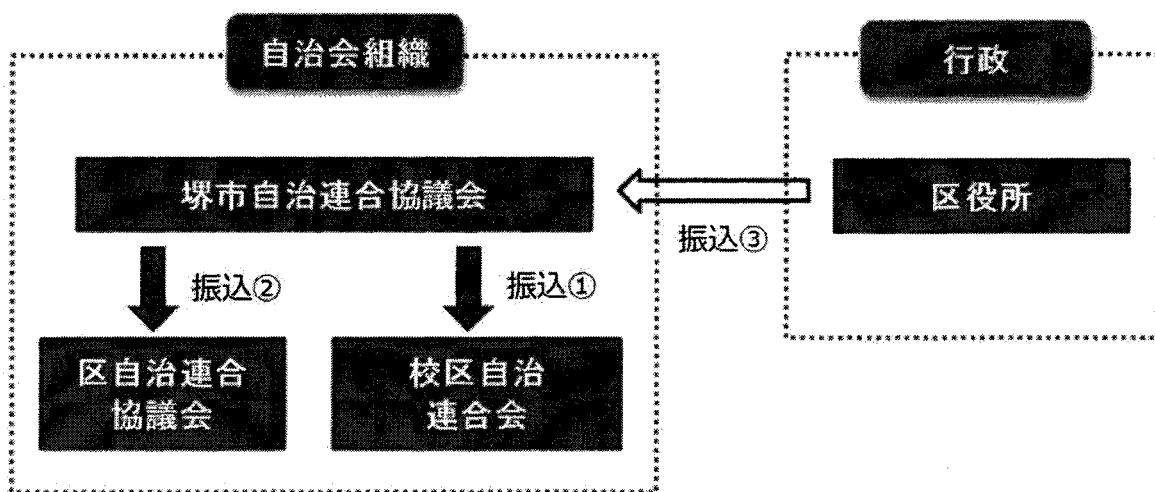
現在の運用上、事業ごとの収支管理は既に行っていることから、事業ごとの補助簿への適時適切な記載や確認といった管理を徹底するよう区が実行委員会に対して適時に指導することが望まれる (意見 20 : 109 ページ参照)。

(7) 地域まちづくり関連事業について

ア 自治会活動推進事業に係る補助金の仕組み及び管理について

まちづくりの根幹を担う各区自治連合協議会及び各区の校区自治連合会活動を補助する目的で、各区より堺市自治連合協議会に対して堺市自治会活動推進補助金が交付されており、堺市自治連合協議会より各区自治連合協議会及び各区の校区自治連合会に配分されている。

【自治会活動推進補助金の資金の流れ】



(出所：自治会活動推進補助金交付要綱をもとに監査人が作成)

現在の仕組みでは、各区自治連合協議会や各校区自治連合会への直接の補助金の振込元は区ではなく堺市自治連合協議会となっている。自治会活動推進補助金交付要綱における積算基準に基づいて各区自治連合協議会や各校区自治連合会に対する補助額が決定しているのであれば、区より補助額を直接校区自治連合会に振り込むことで足りると考えられる。

各区自治連合協議会や、校区自治連合会は区内の組織活動であり、いったん堺市自治連合協議会に補助金を交付しそれぞれの団体に振込を依頼するよりも、区から直接各区自治連合協議会や各校区自治連合会に補助金を振り込むことが、実質的な補助活動団体と補助金振込先が一致し補助金の管理の仕組みが明確になるため、補助金の制度設計の見直しについて検討されたい（意見 21：111 ページ参照）。

また、補助金の申請及び実績報告については、各区自治連合協議会や各校区自治連合会それぞれ作成しているが、作成後、堺市自治連合協議会に提出し、堺市自治連合協議会から各区自治推進課に提出している。これらの書類のチェックについては、堺市自



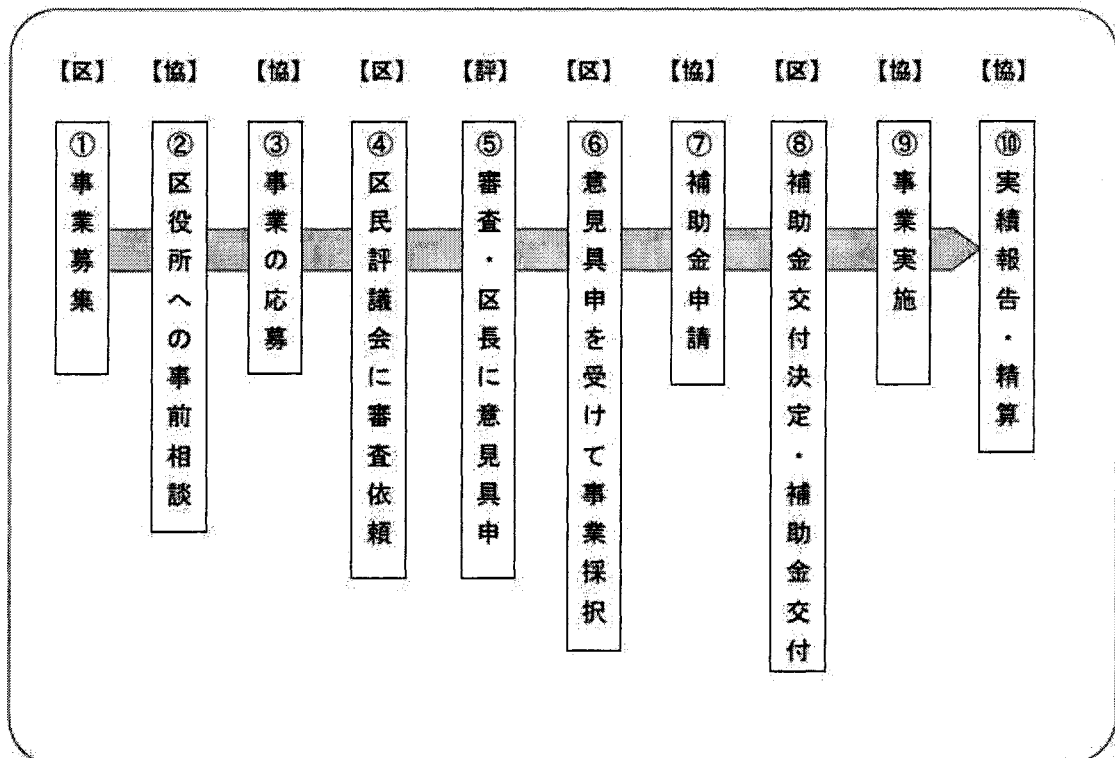
治連合協議会への提出前に、各校区自治連合会から各区自治連合協議会が提出を受け、堺市自治連合協議会が作成したチェック表やマニュアルをもとに、事前にチェックを行っている。その後、各区自治連合協議会や各校区自治連合会から堺市自治連合協議会に書類が提出され、堺市自治連合協議会内でチェックが行われる。最終的には堺市自治連合協議会から各区に補助金の実績報告書類の提出がなされ、各区が内容をチェックしている。

自治会活動推進補助金交付要綱によれば、補助対象者は堺市自治連合協議会であるため、交付要綱に基づけば堺市自治連合協議会が提出した書類を各区がチェックするということとなる。ただし、各区自治連合協議会や各校区自治連合会の活動内容は、各区、特に自治推進課が把握しており、申請や実績報告の書類を各区の自治推進課でチェックするのは自然な流れである。こうした申請や実績報告のチェック体制の明確化の観点からも、前述の、実質的な補助活動団体と補助金振込先が一致するような補助金の制度設計について検討されたい（意見 21 続き：113 ページ参照）。

#### イ 応募型地域まちづくり支援事業補助金の在り方について

【応募型地域まちづくり支援事業の流れ（平成 28 年度）】

（【協】：校区まちづくり協議会、【評】：区民評議会、【区】：区役所）



（出所：平成 28 年度「応募型地域まちづくり支援事業」募集要項（美原区））

応募型地域まちづくり支援事業補助金について、事業を区民評議会で審査するという新しい取組の効果や課題について、各区で判断が行われているものの全市的な総括は行われていない状況である。区民評議会の審査機能を効果的に活用するためにも、応募型地域まちづくり支援事業補助金の対象事業を区民評議会で審査することによる効果や課題を全市的に総括し、今後ほかの補助金の採択検討に区民評議会の審査を組み込む際の制度設計に活用することが望まれる（意見 27：118 ページ参照）。

また、平成 29 年度より、各区の独自性を尊重するとの方針から、区によって募集方法が異なっている。その中で、応募型地域まちづくり支援事業の実施を取りやめている区もあり、当該事業費を予算化しておらず、従来の応募型地域まちづくり支援事業に係る予算相当額を、自主防災活動支援事業など、別のまちづくりに資する事業に充てているとのことであった。応募主体である校区まちづくり協議会が必ずしも応募しやすい補助金事業となっておらず、地域によっては応募型の存在意義が問われている状況であり、応募型地域まちづくり支援事業のタイムスケジュールの前倒しなど、当補助金により効果的かつ積極的に利用されるよう、補助金の運用方法を検討することが望まれる（意見 28：118 ページ参照）。

#### (8) 窓口サービス業務について

市民課の窓口には証明書発行手数料等の現金授受があることから、レジスターを置いて現金の授受を管理している。その中で、東区においては業務時間中レジスターを開けたままの状態で使用しており、来庁者から現金がそのまま見える状況であった。盗難等の可能性だけでなく、公金の取扱について区民が不信を抱くおそれがあるため、使わない時はレジスターを閉め、来庁者から現金が見えないよう対応すべき（指摘事項 3：126 ページ参照）である。

#### (9) 窓口サービスの業務委託について

西区において窓口業務の外部委託を行っており、3 年間の試行実施後、その結果を踏まえて平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間を対象として再度試行実施を行うことを決定している。平成 29 年 7 月末時点ですでに 2 年半試行し一定の結論が得られる状況にある中、さらに試行期間を 3 年間延長するといった判断は、最適な方法の検証及び決定が遅れていると言わざるを得ない。マイナンバー制度導入に限らず、これからも新しい事象の発生は起こり得るものであり、区民サービスの向上が認められるなど外部委託が効果的だという整理が得られているのであれば、実行可能な範囲を見極めつつ本格導入を見据えた検討を行うことが望まれる（意見 39：129 ページ参照）。

また、当初の試行導入時に3年間という期間を設定している段階では、3年経過時点で課題の整理を踏まえて本格導入の是非について意思決定を行うことが予定されていたと考えられる。今後も何らかの理由で試行期間が延長となり、市として最適な方法の決定が先延ばしになることのないよう、ロードマップを示す等将来に向けた具体的な計画を市民に明確に示すことが望まれる（意見40：129ページ参照）。

西区における平成27年度の委託業務導入に際し、委託前の処理時間の記録が残されていないために、委託前後のサービスが向上したのかどうか効果が定量的に把握できていない状況であった。窓口サービス業務委託の試行を西区以外に拡大して検証する場合には、委託前のサービス状況について必要な数値情報を記録しておき、委託後の数値情報との比較により定量的な評価を実施することが望まれる（意見41：130ページ参照）。

#### (10) 保健福祉業務について

旧堺保健センターの建物は所有不要となっており、ランニングコストもかかっていることから、本来は早期に売却を図ることが望まれる。ただし、当建物は耐震診断の結果を踏まえ市の道義的責任上から早期売却は難しいとの市の考えがあり、また、大規模災害発生時における市民の安全・安心を確保するという行政の立場から、他の区分所有者の意向を確認しながら当建物の安全性の確保に向けて取り組む必要があると考えているとのことである。そのため、施設移転後は関係課が連携し、耐震対策や建替えなど、今後の方針について、他の区分所有者と継続して協議中とのことである。当該協議を早期に実施し、売却もしくは再利用するといった今後の方向性について速やかに検討することが望まれる（意見42：133ページ参照）。

#### (11) 収入業務について

各区分の自動販売機設置台数、及び貸付料もしくは使用料合計額は、以下のとおりである。

	中区	東区	西区	南区	北区	美原区
入札による業者への貸付料	1台 492千円	1台 849千円	1台 1,847千円	1台 1,290千円	1台 1,584千円	3台 623千円
行政財産目的外使用料	2台 18千円	2台 9千円	2台 13千円	2台 18千円	1台 9千円	1台 4千円

(出所：歳入データを入手し、監査人が加工)

(なお、堺区については自動販売機の設置は堺市総務課所管となっている。)

庁内に設置する飲料の自動販売機の設置については、業者に入札で公募するケースと特定の団体(特定非営利活動法人堺障害者団体連合会等)に継続して公募によらず設置さ

せているケースがある。後者の場合、特定の団体が自動販売機の設置に関して、堺市財産規則に基づく行政財産目的外使用許可により行われている。特定の団体に設置許可を与える根拠として、健康福祉局障害施策推進課から「行政財産目的外使用許可及び使用料の減免について」が提出されており、これに基づき許可を出している。当該申請における特定の団体に対する使用許可の根拠とされている「身体障害者福祉法第 22 条」は、障害者の就労支援のための規定であり、自動販売機の設置・運営に係る業務を一括して飲料販売業者に委託する形態で運用されている実態を考えると、「身体障害者福祉法第 22 条」をもって、特定の団体に独占的に使用許可を与えることの合理性は見いだせない。

庁内に設置する飲料の自動販売機の設置に係る業者の入札状況から判断して、確実な収益の獲得が見込まれる状況にあることから、自動販売機の設置にかかる行政財産の目的外使用許可手続について合理性が保たれるよう見直しを検討すべきである。

また現状は、自動販売機の設置から得られる利益が実質的に当該団体に対する補助金としての性格を有するものと考えられ、当該団体に対する財政支援が市民、議会等に見える形となっていない。必要と認められる財政支援は、補助金等をもって、市民、議会等に見える形で実施すべきである。

特定非営利活動法人堺障害者団体連合会等の団体が自動販売機設置を行うことに対し許可を行う必要性があるかについて、再度市全体として検討することが望まれる（意見 46：137 ページ参照）。また、当該団体の公益活動に対する市としての財政支援が必要であるなら、補助金としての手続を経て、適正な必要額を交付すべきである（意見 47：137 ページ参照）。

(12) その他

「区役所に関する事務・事業」に関する上記以外の監査の実施結果については下記の表のとおりである。なお、これらの詳細は「第5 監査の実施結果」に記載している。

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見・要望の内容
<b>1 全般的事項</b>			
76	意見1	(2) 庁舎管理について	庁舎管理について、「予防保全」の考え方を取り入れた中長期的な改修・修繕計画の策定を進めることが望まれる。
79	意見3	(2) 庁舎管理について	機器の保守点検等について、一括委託できる可能性を探り、発注方法の見直しについて検討することが望まれる。
80	意見5	(2) 庁舎管理について	設備・備品等の購買について、同一区内の範囲での購入や、各区にまたがる場合でも同一目的で同一物品を計画的に購入する場合など、一括購入により必要になる調整のデメリットよりも、事務の効率化や価格面のメリットが上回る場合もあるものと考えられるため、発注時に一括発注の是非について検討することが望まれる。
81	意見6	(3) フロアマネージャー設置業務について	南区におけるフロアマネージャー設置業務の委託発注について、より良いサービスの提供につながる提案を受けられる機会を設けることは区民サービスの充実につながるものと考えられ、市民協働の観点を含めたプロポーザルの導入を検討することが望まれる。
82	意見7	(3) フロアマネージャー設置業務について	南区以外のフロアマネージャー設置業務の委託発注について、複数区一括発注を行うことによる契約事務や支払事務の軽減を積極的に検討することが望まれる。
<b>2 各区における業務委託管理</b>			
92	意見10	(2) 業務委託に関する監査の実施結果	区役所内の区民プラザの運営について、他者の参画を可能にし、かつ、より良いサービス提供につながる提案を受けられるようプロポーザル方式による業者選定を導入することを検討することが望まれる（堺区・北区以外）。
<b>3 物品・現金管理</b>			
96	意見11	(2) 物品・現金管理に関する	金庫では重要物を管理していることから、数日の間、一時的に保管している保管物を除き、金庫内保管物一覧表

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見・要望の内容
		監査の実施結果	を作成し、定期的（1か月ごと、3か月ごと等）に金庫内保管物一覧表と現物のチェックを行うとともに、事後的にチェックの有無を確認できるよう、チェックの証跡を残すことが望まれる。
96	意見 12	(2)物品・現金管理に関する監査の実施結果	堺区市民課の金庫内に廃棄処分漏れのフロッピーが保管されていた。フロッピーの内容は個人情報ではないとのことであるが、廃棄処分漏れが生じないよう金庫内保管物の管理を徹底することが望まれる。
98	意見 14	(2)物品・現金管理に関する監査の実施結果	切手の使用量が多い課については、前渡資金管理用の通帳を作成して資金受渡しを行うことや、大量の郵便物を発送することが事前に判明している場合は、後納郵便を利用することをさらに進める等、過剰在庫とならないように多量の一括購入を行わないための方策を検討することが望まれる。
99	意見 15	(2)物品・現金管理に関する監査の実施結果	会計室が提示している切手等受払簿の記載例では、月計処理時に物品取扱員等が押印することとされていないが、物品取扱員等により適切に現物照合が行われたことを明確にするため、月計処理時に物品取扱員等が押印により確認を行うことが望ましく、また切手等受払簿の記載例にも記載するなど明確に周知することが望まれる。
99	意見 16	(2)物品・現金管理に関する監査の実施結果	備品の現況確認は3年に1回程度の割合で実施されているものの、備品の紛失等が生じた際に、上席者がその状況を適時に把握できないおそれがあることから、会計室の検査だけではなく、区役所内においても定期的に現況確認を行うこととし、実施の時期、範囲、記録方法についてルール化することが望まれる。
100	意見 17	(2)物品・現金管理に関する監査の実施結果	30万円以下の区役所内での発注について、非常に少額なものを除き、見積業者の選定理由などの発注時の情報について、例えば記録として残しておくなど、次回担当者に共有できる方法の検討実施が望まれる。
100	意見 18	(2)物品・現金管理に関する監査の実施結果	毎年取替等により使用する可能性があり、かつ1セットあたり1万円以上と消耗品の中では比較的高額となるものの購入について、過剰発注や在庫不足が生じないよう担当者が適正在庫数を把握したうえで、発注数の根拠

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見・要望の内容
			となる書類を物品管理担当者に提示し、当該書類をもとに物品管理担当者が責任をもって発注を行う仕組みを整えることが望まれる。
101	意見 19	(2) 物品・現金管理に関する監査の実施結果	定額小為替の受払管理について、中区・北区においては受払簿の保管に適さない封筒への受払記載ではなく別途受払簿を作成し、現金出納員による確認印を得るような様式を整えることが望まれる。また、南区においては受払簿を現金出納員が確認した際に、確認印を押印し確認したことを明確にすることが望まれる。
4 まちづくり事業			
114	意見 22	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	区民評議会を活用し、自治会の加入率の低下要因と加入促進方法に関して区民の意見を十分に吸い上げた上で、要因分析と対策を検討することが有用と考えられるため、検討されたい。
115	意見 23	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	地域まちづくり支援事業補助金の対象となる事業採択において、審議等の適切な実施の担保、及び区民への説明責任の履行のために、堺区、西区、北区以外では、審査会の議事録もしくは校区まちづくり協議会との相談録など、地域まちづくり支援事業補助金の事業採択を判断した記録を残すべきである。また、堺区では審査会の議事録に審査の日時・場所・審査参加者等の情報を記載し、だれがいつどこで審査を行ったかといった情報を残すことが望まれる。
115	意見 24	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	地域まちづくり支援事業補助金の対象となる事業採択において、審議等の方法を明確化するとともに、補助金の事業採択に関する行政手続の透明性をより高めるためには、審査会を開催し、審査方法や審査内容、審査結果の公表を検討することが望まれる。
116	意見 25	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	地域まちづくり支援事業補助金を利用して校区まちづくり協議会が実施する事業について、区は各協議会に対して、複数業者から見積書を入手することを通じてより経済性に配慮した物品等の購入ができるよう、指導することが望まれる。
116	意見 26	(3) 地域まち	地域まちづくり支援事業について、事業の終了日が明確

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見・要望の内容
		づくり関連事業に関する監査の実施結果	でなければ、会計年度を超えて事業が行われるおそれもある。そのため、事業計画を策定する時点で、どの時点が補助事業の終了日となるのかを明確にすることが望まれる。
119	意見 29	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	堺市防犯灯設置事業補助金について、過去の購入単価に基づいた実勢単価によって収支予算書が作成されていないため、区は防犯協議会に対して、過去の購入単価に基づいた実勢単価により収支予算書の作成を指導することが望まれる。
119	意見 30	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	堺市防犯灯設置事業補助金に関する防犯灯の設置が計画どおり行われているかについて、区は防犯協議会が作成している防犯灯設置計画に基づき確認をすることが望まれる。
119	意見 31	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	堺市防犯灯設置事業補助金について、現場写真や領収書等の資料提出を求めるべく、補助金要綱の見直しについて検討することが望まれる。
120	意見 32	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	堺区事業所防犯カメラ設置事業補助金について、防犯協議会等での設置確認手続の結果を入手し、区においても書面等で残すことが望まれる。
120	意見 33	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	堺市防犯灯設置事業補助金や堺市防犯カメラ設置事業補助金について、予算要求時に、それぞれの物品の市場価格の変動状況を確認し、適時に補助上限額の見直しを行うことが望まれる。
120	意見 34	(3) 地域まちづくり関連事業に関する監査の実施結果	堺市防犯灯設置事業補助金や堺市防犯カメラ設置事業補助金を補助対象団体が発注する際、複数団体による一括購入の働きかけを進めるなど、さらなる購入額抑制のための情報提供を区から積極的に行うことが望まれる。
121	意見 35	(4) 区民評議会並びに区教育・健全育成会議に関する監査の実施結果	公の場で区民評議会を開催することで、区民評議会の開催状況を区民が広く知る場を提供できると考えられ、実際に区役所以外で開催（平成 27 年度に西区では羽衣国際大学図書館において、平成 28 年度に堺区では堺伝統産業会館において開催）している区もあり、こういった



ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見・要望の内容
		果	実施ノウハウを活かし、認知度向上の方法として、公の場での開催について検討を進めることが望まれる。
122	意見 36	(4) 区民評議会並びに区教育・健全育成会議に関する監査の実施結果	議題が似ている区どうしで意見交換や情報交換などを行うことにより、他区の状況と自区の状況を比較して客観的に考えること、他区のアイデアを直接聞き参考にできることなどが可能になると考えられるため、区教育・健全育成会議の開催等については、区を超えた柔軟な対応を推進することが望まれる。
<b>5 窓口サービス業務</b>			
126	意見 37	(2) 窓口サービス業務に関する監査の実施結果	堺区市民課において、格納場所を混同しないよう、特に未交付となった各種証明書を格納する箱や、シュレッダーすべき個人情報が含まれる書類を格納する箱は、他の書類を格納する箱やごみ箱と完全に隔離し、特定の場所にて保管することが望まれる。
127	意見 38	(2) 窓口サービス業務に関する監査の実施結果	パスポート申請窓口は市民課横のスペースにあるが、多数の市民の申請が重なった場合、パスポートセンターフロアのみならず、外のフロアで申請予定者が順番を待っている状況にあるとのことであり、パスポートセンターのスペース増強等の対応を検討することが望まれる。
<b>6 保健福祉業務</b>			
134	意見 43	(2) 保健福祉業務に関する監査の実施結果	平成 32 年に西保健センターは鳳保健文化センターから西区役所内に移転する計画がある。この際、鳳保健文化センターの 1・2 階フロアについて、現時点では跡地利用方針が定まっていない。市の所有財産を有効に利用するために、今後の活用方法について検討を行うことが望まれる。
134	意見 44	(2) 保健福祉業務に関する監査の実施結果	区役所と保健センターは近くに設置される方が、より区民の移動の手間を省くことができ、有用と考えられる。美原区において保健センターの建替えや移転を検討するには、区役所内もしくは隣接する場所への移転を検討することが望まれる。
135	意見 45	(2) 保健福祉業務に関する監査の実施結果	聴覚・視覚障害者コミュニケーション支援事業において、各区に非常勤の相談員を設置しているが、処理件数に見合った適切な人員配置を行えるよう検討すること

ページ	番号	報告書の箇所	指摘事項・意見・要望の内容
		果	や常時雇用以外で短時間のみ対応できる相談員の活用等を検討することが望まれる。
7 収入業務			
137	意見 48	(2) 収入業務に関する監査の実施結果	中区、南区、北区では駐車無料サービス券を区役所利用者に配布しているが、定期的に払出数量確認又は残高数量確認を担当者が実施するのみならず、上席者がチェックを実施し、紛失や盗難が生じた際に速やかに組織で対処できるようルールを整備することが望まれる。
138	意見 49	(2) 収入業務に関する監査の実施結果	駐車無料処理機の導入により、駐車無料サービス券の管理が不要となり事務の効率化が図れるため、中区、南区、北区でも駐車無料処理機の設置導入に関して貸付業者と調整することが望まれる。

## 第5 監査の実施結果

### 1 全般的事項

#### (1) 本庁と区役所の業務の役割分担と連携

##### ア 都市内分権の推進について

基礎自治体である堺市は政令指定都市として、国・府との役割分担を明確にし、住民に身近な子育て、健康、医療、福祉、教育等の権限・財源の移譲を推進している。

また、身近な課題はできるだけ身近なところで解決する「近接性の原理」、地域で担えないものは区役所が、区役所で担えないものは本庁が補完していく「補完性の原理」のもと、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を発揮し、地域全体で連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進するとともに、区域ごとの特色を生かした魅力あるまちづくりを推進している。

平成27年度には、地域住民が各区のまちづくりに参画する仕組みである「区民評議会」や地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みである「区教育・健全育成会議」を設置し、「都市内分権元年」として市民自治によるまちづくりを進めている。

堺市におけるこうした都市内分権の推進の状況について、効果的で効率的な事務・事業の執行という観点から他の政令指定都市との比較や、総合区制度との比較を行うとともに、本庁と区役所の役割分担等について検討を行った。

##### イ 都市内分権に関する他の政令指定都市との比較

###### (ア) 堺市における区役所の役割について

堺市では、平成18年4月の政令指定都市移行後、区役所のめざすべき姿を地域の特色を生かした魅力あるまちづくりや住みよい地域社会づくりを展開する「市民自治の拠点」として、また、日常生活に密着した行政サービスを完結的に提供する「地域の総合行政サービス拠点」として位置付け、市民にとって身近で利便性の高い区役所づくりを進めている。

区役所では、区域の課題、区民ニーズの把握に努め、区域の特色を生かしたまちづくり事業や区民のまちづくり活動への支援、日常生活に密着した行政サービスの提供等に係る事務執行を担っている。これらの事務を円滑に執行するため、平成23年度に各区役所に予算要求権を付与するとともに、本庁の予算として編成されている事業のうち区役所で事業執行を行うものについては、本庁事業所管部局から区役所に配当を行い、区役所で予算執行を実施できる体制を整えている。

一方、本庁では、全市的な政策立案や広域的な施策推進などの事務執行及び区役所での円滑かつ迅速な事務処理のサポートを担っている。

このような本庁と区役所との適切な役割分担と連携のもと、市民にとっての利便性向上を図るとともに、質の高い行政サービスの提供に努めている。

(イ) 区役所への権限委譲に関する他の政令指定都市との比較について

総務省では「第 30 次地方制度調査会第 15 回小委員会」で政令指定都市の権限委譲の比較をまとめた資料を公表している。(平成 24 年 6 月 27 日)

	20 政令指定都市	左記のうち堺市 (参考)
区長の職階位	局長級 17 市 局長級・部長級 2 市 部長級 1 市	局長級 — —
区役所の組織	市民分野 20 市 保健福祉分野 19 市 土木建築分野 9 市 産業分野 3 市	市民分野 保健福祉分野 — —
区役所組織への編入状況	福祉事務所 19 市 保健所 7 市 保健センター 6 市 土木事務所 9 市 建築課 2 市 農政事務所 4 市等	福祉事務所 — 保健センター — — —
住民自治に関する組織の設置状況 (任意設置)	11 市 (区民会議やまちづくり協議会)	区民まちづくり会議 (H18. 6 月～H20. 12 月設置) 平成 27 年度より「区民評議会」「区教育・健全育成会議」

(出所：総務省第 30 次地方制度調査会資料を監査人が加工)

(ウ) 堺市の区役所組織体制について

堺市では、「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織のスリム化・合理化」を基本的な方針として、簡素で効率的な組織体制の整備に取り組んでいる。

土木・建築部門及び農政部門等は区役所に設置しておらず、土木部門の出先組織である地域整備事務所については、行政運営の効率化を図るため、西部、北部、南部の市内 3 か所に集約して設置している。

ハード面のまちづくり事業については、予算要求段階において区役所と建設局で協議検討し、事業の検証や予算説明は区役所で、実際の工事は建設局で実施する役割分担を行っている。このことにより、区役所で把握したハード面の課題のタイムリーな解決を図ることができるとともに、専門的な知識・ノウハウが必要な工事は建設局が中心となって効率的に実施できる状況となっている。

一方、他の政令指定都市のうち、土木・建築分野の行政機能を区役所が有している広島市では、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて旧広島市周辺町との合併が行われた

が、合併地区は概ね、道路、農林道、水路、河川等の未整備な地区が多く、これらの整備事業に積極的に取り組む必要があったことから、農林業振興に関する事務、道路、橋りょう、公園等の施設の新設、改良、維持補修の業務を区役所の機構に組み入れたとのことである（広島市「区役所機能のあり方について」〈平成19年1月〉）を参照）。

合併の経緯や地理的な状況など異なる点も多いが、中長期的には堺市でも、老朽化した公共施設、インフラの修繕が増加することが予想される。大規模な建替え等は市全体で取り組むべきものの、大規模修繕以外の修繕については区役所で対応できれば、きめ細やかな行政サービスにつながるものと考えられる。

なお、土木・建築分野以外の他の分野でも、区役所に事務を移管する場合、行政運営の効率性低下に対する配慮や事務量に見合った職員配置を含めた体制整備の検討は必要ではあるが、住民に身近な区役所でのきめ細やかなサービスの提供による住民サービスの質的向上が見込める場合には、中長期的な視点から現在本庁にある機能の区役所への移管も有用ではないかと考える。

その際には、他の政令指定都市での移管状況とその背景を踏まえて、堺市にどのようなメリット・デメリットがあるかを踏まえながら議論を進めることが必要と考えられる。

#### **(エ) 市議会議員と区政の関わりについて**

堺市では区の行政について区民の声を反映する仕組みとして、各区役所に設置している区民評議会において、評議員と区選出議員との意見交換の場を設けている。日頃から区民の声を聞いている区選出議員と意見交換することで、区民評議会から答申される内容をより区民ニーズに合致したものとなるよう取り組んでいる。

今後も区民の代表である市議会議員と区域の課題の解決を図ることに資するために設置されている区民評議会との意見交換を実施し、区民ニーズを反映した特色あるまちづくりを進めてもらいたい。

#### **ウ 総合区制度からの検討**

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）が、平成26年5月30日に公布され、その中で総合区制度が制定されている。市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができるとされており、区の役割の拡充と住民自治の強化を目的としたものである。

#### **(ア) 総合区制度の概要について**

改正法の施行により、政令指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するもの

を総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所を置くことができるものとされている。総合区は、指定都市の一部の区域に設置することも、全域に設置することも、また設置しないことも、いずれも可能である。総合区にはその事務所の長として総合区長を置くものとし、市長が議会の同意を得てこれを選任することとされている。

総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律・政令又は条例（以下この項において「法令等」という。）により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表するものとされている。

- ① 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法令等により市長が執行することとされたものを除く。）
- ② 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法令等により市長が執行することとされたものを除く。）
- ③ 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務（法令等により市長が執行することとされたものを除く。）
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

また、総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員を任免（規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、市長の同意が必要）することや、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができるものとされている。

【総合区と区の比較】

	総合区	区
1 位置づけ	政令指定都市の内部組織	政令指定都市の内部組織
2 法人格	なし	なし
3 長	総合区長	区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、条例で定めるものを分掌し、補助執行
権限	職員任命権 予算意見具申権	—
身分	特別職	一般職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命
任期	4年	—
市長との関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける
リコール	あり	なし
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会を設置する等の工夫が可能)

(総務省ホームページ資料より監査人が加工)

(イ) 総合区制度から見た参考にするべき事項について

堺市では、区役所を「市民自治の拠点」「地域の総合行政サービスの拠点」として位置づけ、市民にとって身近で利便性の高い区役所づくりを進めているところであるが、今後さらに取組を進めるにあたり、新たな視点を持って都市内分権を推進することも重要である。

総合区制度については、制度導入の可否議論は別として、前述の記載のとおり区役所の役割の拡充と住民自治の強化を目的とした制度趣旨を踏まえると、今後、堺市が都市内分権を推進するうえでの参考となりうることも考えられる。

このことから、上記(ア)の総合区制度を踏まえ、堺市における本庁と区役所の役割分担の検討を含めた都市内分権の推進のための取組状況について検討を行った。その際には、大阪市において決定された総合区の素案（平成 29 年 8 月 10 日に開催された大阪市戦略会議）を参考とした。

a 区が執行する事務について

総合区制度においては、総合区のまちづくりや社会福祉及び保健衛生に関する事務等が主な事務とされている。また、「大阪市総合区素案」における事務分担案は以下のとおり検討されている。

- ・住民に身近な行政サービスを総合区で、市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる事務は局で実施
- ・総合区では、総合区長が区に関する事務を総合的かつ包括的に推進
- ・地域自治区（現在の区単位）では、住民の多様な意見を区政運営に反映

【「大阪市総合区素案」における主な事務】

分野	総合区の仕事(主なもの)	期待される効果
子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育・子育て支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立保育所の運営、民間保育所の設置認可</li> <li>・児童いきいき放課後事業</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所の入所決定・保育料の徴収</li> <li>○児童手当・子ども医療費助成の申請受理・審査・支給</li> </ul> </div>	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童解消に向けて、区役所が中心となって、より地域の特性や実情にあった施策の実施が可能</li> </ul>
福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者福祉               <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センターの運営</li> </ul> </li> <li>○生活保護               <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き</li> <li>○生活保護の申請受理・決定・支給・就労支援相談</li> </ul> </div>	<p>【老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な福祉施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待</li> </ul>
まちづくり・都市基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路・公園               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・公園の維持管理（幹線道路・大規模公園を除く）</li> </ul> </li> <li>○まちづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車対策</li> <li>・地域の実情に合わせたまちづくりの検討（市有地の活用方針等の検討）</li> </ul> </li> </ul>	<p>【道路・公園の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能</li> </ul> <p>【放置自転車対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等放置禁止区域の拡大や撤去回数の見直しなど、より迅速かつきめ細かい対応が可能</li> </ul>
住民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民生活               <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツセンター、プール・屋内プールの運営</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(届出・証明等)</li> <li>○地域安全防犯対策</li> <li>○地域振興・地域活動支援</li> </ul> </div>	<p>【市民利用施設（スポーツセンター・プール等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の公募にあたり、地域における身近な市民利用施設として、地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待</li> </ul>

※      は現在、区役所で実施している事務

(出所：大阪市「総合区素案（各論）2. 事務分担」より監査人加工)

「大阪市総合区素案」において事務の移管を検討している項目の中で、文化振興やスポーツ教室、商店街の活性化や清掃ボランティア活動といった活動については、堺市でもすでに区域まちづくり事業や地域まちづくり支援事業として、事業推進を進めている。道路、公園の維持管理については、地域整備事務所と予算要求段階で協議を行い、区役所の優先順位の要望が一定反映されるような工事スケジュールを組める体制を整えている。また、社会福祉及び保健衛生に関する事務等についても幅広く担当している。一方、文化・スポーツ施設等（公の施設）についてはそのほとんどを